

# 目 次

## I. 序章

## II. 本章

第 1 章	理念・目的	1
第 2 章	内部質保証	5
第 3 章	教育研究組織	13
第 4 章	教育課程・学習成果	17
第 5 章	学生の受け入れ	29
第 6 章	教員・教員組織	37
第 7 章	学生支援	46
第 8 章	教育研究等環境	49
第 9 章	社会連携・社会貢献	55
第 10 章	大学運営・財務	59
第 1 節	大学運営	59
第 2 節	財務	71

## III. 終章

# I . 序 章

## I. 序章

本学が大学基準協会による大学評価の判定を受けるのは、今回が3回目となる。最初に判定を受けたのは2004年度であり、大学内の自己点検評価も開始して間もなく、情報のない中で手探りの状態で点検・評価報告書を作成した。結果、大学基準に適合と判定を受けることができ、本学の自己点検評価の取り組みにとって大いに励みとなった。

前回の審査は、2011年度であった。東日本大震災の直後であり、その甚大な被害からの回復に尽力する中、点検・評価報告書を作成する作業は相当な困難を伴うものであった。実地調査を経て2012年3月にいただいた第2期認証評価における本学に対する提言は下のように、「長所として特記すべき事項」4項目、「努力課題」5項目、「改善勧告」1項目であった。

### 【長所として特記すべき事項】

#### ①教員・教員組織：

- ・1学部の中に多様な10学科を擁しているが、全教員が専門科目と一般教育科目の両方を担当し、学科間で相互乗り入れを行うことで、学部としての一体性を保ちながら10学科の多様性を生かした教育が行える体制を整備しており、「リベラルアーツ教育の理念」の実現に向けた工夫がなされている点は、評価できる。

#### ②教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）：

- ・学芸学部では「教育研究推進会議」において、「日本語演習」「基礎演習」などのテキスト等の検証を行い、初年次教育科目の教育内容の充実に努めている。その結果、「日本語演習」での学生の授業満足度が高まり、論理的文章力の修得と向上の面で一定の効果を上げていることは評価できる。

#### ③学生支援：

- ・進路支援体制の充実に努めており、授業や課外活動以外での学生の主体的な活動を支援・推進する「さなぎプロジェクト」を通じて、社会への参画を促していることや、教育的配慮の必要な学生に対する「ケース・カンファレンス」の実施、貴法人が受け入れ先となる「学内インターンシップ」の実施、さらに、就業に必要な力を育成するために地域の産業界と連携し、「就職力支援事業」を実施していることは、学生のキャリア形成支援につながる取り組みとして、今後のさらなる成果が期待されることから、評価できる。

#### ④社会連携・社会貢献：

- ・近隣自治体と連携のうえ、多様な公開シンポジウムや生涯学習講座などを開講し、それらに多数の参加者があることは、「北日本における学術文化の向上につとめる」という貴大学の教育理念を実践する地域に根ざした活動の表れであり、評価できる。また、「宮城学院リエゾン・アクション・センター」を設置することで、これまでの地域連携活動を集約し、さらに社会連携・社会貢献の推進を図ろうとしている意欲的な姿勢は、今後のさらなる成果が期待されることから、評価できる。

## 【努力課題】

### ①理念・目的：

- ・人材の養成に関する目的その他の教育・研究上の目的が、学部・学科および研究科・専攻ごとに、学則またはこれに準ずる規則等に明示されていないので、改善が望まれる。

### ②教育内容・方法・成果（教育方法）：

- ・学芸学部および全研究科のシラバスにおいて、授業計画や成績評価基準の記載があまりない科目が散見されるので、改善が望まれる。
- ・全研究科において、大学院教育をテーマにした教育内容の方法の改善に向けた組織的な研修や研究が十分ではないので、改善が望まれる。

### ③教育内容・方法・成果（成果）：

- ・全研究科において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。

### ④学生の受け入れ：

- ・収容定員に対する在籍学生比率において、人文科学研究科（修士課程）では 0.45 と低いので、改善が望まれる。

## 【改善勧告】

### ①学生の受け入れ：

- ・収容定員に対する在籍学生比率において、学芸学部人間文化学科では 1.32 と高いので、是正されたい。

大学を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの提言を受けて、本学は必要な改善を実現すべく様々な取り組みを行ってきた。

最も大きな変革は、2016年度の学部新設である。少子化や東日本大震災は、本学の教育・研究活動にさまざまな影響を与え、志願者および入学者の減少や教育・研究活動の一部が停滞するなどの現象が顕著となった。2012年度入学者選抜試験において本学がはじめて入学定員を充足できないという事態に直面し、2015年度まで低迷を続けることとなる。この事態を受け、その要因が東日本大震災の影響によるものと限定せずに学内において入試データ等を分析し、検証を行った。その結果として、学部学科改組による改革を推進するための計画を立案し、2016年度には新たな学部学科体制が実現した。

東日本大震災直後から復興への取り組みに学生自らがボランティアとして活動できる拠点として「宮城学院リエゾン・アクション・センター」が機能し、さまざまな活動への支援を行ってきており、現在もボランティア活動が継続して実施されている。これは長所として評価を得ていた「社会連携・社会貢献」への取り組みが発展的に拡充してきているといえる。

改善勧告を受けた人間文化学科における収容定員に対する在籍学生比率が高いことについては、勧告を受けた直後に対応し、適正化を図った。しかしその後、少子化の影響等もあり、志願者の減少が続くこととなった。現在は逆に、定員の充足が課題となっている。また、努力課題として指摘を受けた事項についても、改善を図り実現してきた。ただし、人文科学研究科の収容定員に対する在籍学生比率が低いことについては、改善の努力を継

続しているところである。

改善勧告および努力課題に対しては、2015年に改善状況に関する報告を行い、受理されている。現在も長所は後退することなく取り組みを充実させるとともに、短所、問題点等については、改善に向けた取り組みを継続し、学内のPDCAサイクルを適切に機能させていくことを目指して不断の努力を行っている。

## II. 本章

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関

#### 1) 本学の理念および目的

本学の大学設置の理念は、学則の第1条に「本学は基督教に基いて女子に大学教育を施すことを以って目的とする。しかして学生に対し基督教愛の精神を鼓吹し、特に北日本における学術文化の向上と社会及び家庭生活の改善進歩を実現し、且つ、国際精神の育成につとめることを以って使命とする」と謳っている。(資料 1-1)

この理念の実現のために、本学は基督教に基づく人格教育とリベラルアーツ教育を基盤とし、多様な実学系および教養系学科を擁する「学芸学部」を設置し、これにより深い専門的知識を教授し応用能力の展開と、幅広い教養と高い知的・道徳的能力の涵養を図り、地域社会に貢献する女子の高等教育を実践してきた。2016年には従来の「学芸学部」に加え、「現代ビジネス学部」「教育学部」「生活科学部」の3学部を開設した。学科体制は「学芸学部」に「日本文学科」「英文学科」「人間文化学科」「心理行動科学科」「音楽科」の5学科、「現代ビジネス学部」に「現代ビジネス学科」、「教育学部」に「教育学科」、「生活科学部」には「食品栄養学科」「生活文化デザイン学科」の2学科を設置し、4学部9学科の体制とした。さらに、「教育学部教育学科」には、「幼児教育専攻」「児童教育専攻」「健康教育専攻」の3つの専攻を設置している。(資料 1-2)

各学科および専攻の教育研究上の目的については、前回 2012 年の認証評価において本学に対して提言のあった努力課題を受けて改善を行った。具体的には、大学の理念・目的を基盤として、学則の第1条の2にそれぞれの学科および専攻の教育研究上の目的を明示的に謳った。(資料 1-1)

例えば、「現代ビジネス学部」は本学における新たな学問領域の学部として、女性の社会進出の促進から男女共同参画、そして女性の役員や管理職の登用へと進んできた女性の職業への関わり方の進化に対応し、社会で活躍できる人材を養成し、「女性のライフイベント（結婚・出産など）」を意識したキャリア形成について学ばせ、自立としなやかさを持ち合わせた多様なビジネス領域での女性リーダーを育成することを趣旨として、女子大だからこそできる教育を目指している。学則の第1条の2の第一号には「現代ビジネス学科」の教育研究上の目的として「ビジネス学分野に関する教育研究をとおして、ビジネス学分野の学問体系の理解の基に、ビジネス学分野に関する基本的な知識を体系的に理解したうえで、ビジネス学の理論と実践の関係について理解する。さらに、これらを総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人の育成を行うことにより、地域社会への貢献を目指すことを教育研究上の目的とする」と謳っている。(資料 1-1)

大学院については、より高度な専門的知識を有する人材育成のニーズに対応するために

1995年に「人文科学研究科」、2008年に「健康栄養学研究科」を設置し、教育研究環境の充実を図っている。大学院の教育研究上の目的は、大学院学則第1条に「建学の精神にもとづき、大学教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と謳われている。さらに、同第1条の2には、各研究科・専攻の教育研究上の目的を定めている。第1条の2第一号には、人文科学研究科英語・英米文学専攻について「英語学、英米文学および英米文化についての講義と演習科目を通じて学問の基礎を身につけ、英語力を確実なものとし、さらに幅広い知識と豊かな教養に裏打ちされた専門領域をより深く探究することのできる人材の育成を目指すことを教育研究上の目的とする」と謳い、第1条の大学院の教育研究上の目的をより具体的に定めている。(資料1-1、1-3)

点検・評価項目②：大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

大学の理念・目的は「学則」第1条に明記している。さらに、「学則」第1条の2には、各学科および専攻ごとの教育研究上の目的を明示している。また、大学院についても「大学院学則」第1条に教育研究上の目的を謳い、第1条の2には、研究科専攻ごとの教育研究上の目的を定めている。(資料1-1)

大学設置の理念の他、建学の精神等は学校法人全体としても、教職員にさまざまな方法で周知がなされ、理解の機会も設けられている。全教職員に対しては、学校法人全体の研修会として建学の精神への理解を深め共有するための場として「建学の精神研修会」を毎年1回開催している。(資料1-4)

大学設置の理念・目的等については、本学の教職員が志願者に対して入試概要説明を行うための情報として共有し、統一的な理解を深める場を設けている。各教員の所属学科だけでなく、所属学科以外および大学全体についても理解を深められるよう繰り返し確認を行っている。

また、新たに開設する学科等については、新学部・学科設置委員会を設けて計画を立案し、教授会において十分に議論を重ね、その学科の設置の理念等について周知と共有を行っている。教養教育の理念については、従来から重視してきているが、近年の入学者の基礎学力低下傾向への対応という点でコミュニケーションスキルの育成に重点を置いた初年次教育や本学の建学の精神に基づくリベラルアーツ教育プログラムとして21世紀の世界を主体的に生きる女性を育てるための学び「MGUスタンダード」に力を入れており、全学生に対する全学的な教育的取り組みとして位置づけ、全教職員の理解の下に推進してい



る。

本学の志願者に対しては、入学案内パンフレットである「大学要覧」に建学の精神、スクール・モットー、3つのポリシー等を明記している。(資料 1-5)

大学生および大学院生に対しては、履修・学生生活等の手引きである「学生便覧」(学部用)および「大学院要覧」(研究科用)に本学の沿革、建学の精神、スクール・モットー、学則等を記載し、大学の理念および目的の周知を図っている。建学の理念に基づく教育目標は入学式および学位記授与式の機会に学生に周知している他、建学の精神に関わる科目として「キリスト教学」を必修に設定している。また、礼拝を教育プログラムとして位置づけ、重視している。(資料 1-6、1-7)

社会への公表については、建学の理念、大学設置の理念、各学科・専攻の教育目標等は入学案内パンフレット等各種手引きおよび大学のウェブサイト上で公表している。社会への公表と周知の重要性に鑑み、広報を掌る組織や活動の見直しを行い、効果的な公表と周知の実現に努めている。また、学外者が大学に関する具体的な情報を入手するために最も頻繁に利用する手段がウェブサイトであることから、ウェブサイト上で大学の理念と学科の教育目標や特色が十分かつ適切に理解されるよう充実を図っている。

(資料 1-8 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/index.html>、

1-9 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/information/index.html>)

点検・評価項目③:大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
-----------------------------------

理事会において、学校法人全体としての財政等の諸計画「第3次中期財政計画」を2011年度に掲げ、5年間の計画として実施された。2016年度からは、新たに第4次中期財政計画が策定され、2020年度まで実施されている。(資料 1-10、1-11)

中期財政計画や予算については基本的方針を理事会が示し、それに基づいた大学としての具体的な将来構想案、計画案や予算の事業計画案を、大学および教授会が申請し、それを尊重ないし踏まえた検討によって、理事会が計画を了承して予算を決定する。この間の学科改組計画に伴う認可申請、施設等設置計画なども、こうした中期財政計画などによる大枠の確認を踏まえて、具体的な計画や意思決定を行っている。

大学は、教授会に2013年3月に企画調整会議を発足させて入試データの分析等を行い、とくに人間文化学科、音楽科、国際文化学科の3学科については、改革が必要であると判断し、検討を急いだ。2013年度には、人間文化学科と国際文化学科の改革案を取りまとめ、両学科の改革構想を中心に全学科のニーズについてアンケート調査を行った結果、2学科の改革だけでは対応が不十分であると判断し、大学全体にわたる改革案の策定に着手することとした。

2014年3月に新学部・学科将来構想検討委員会を発足し、改めて将来構想の検討に入った。構想は、学部の設置、一部学科の廃止および新設とこれまでにない大幅な改組であ

った。アンケート調査等の分析の結果、高校生が志望大学を選択するとき、まず手がかりとするのが学部であるということ、また、最近の受験動向は、資格志向、理系志向の傾向にあり、人文系学科は全体的に苦戦しているということで本学の人文系学科（英文学科、日本文学科、人間文化学科、国際文化学科、心理行動科学科）もその流れの中にあるといえることから、性格の明確な「教育学部」と「生活科学部」を独立させることとし、新たに「現代ビジネス学部」を設置することとした。現英文学科、現日本文学科、現人間文化学科、現音楽科、および現心理行動科学科は、学芸学部に残し、2020年に行う予定の第二段階の改組に備えるという「MGU マスタープラン 2020」として2014年度に教授会で了承された。（資料 1-12）

また、施設設備に関する構想については、ラーニングコモンズの機能をもつ学術情報館の設置を検討する「学術情報館検討委員会」を発足し、具体的な検討に入った。

## （2）長所・特色

本学の特色は、教授会における活発かつ建設的な意見交換と、理事会が教授会の意見を尊重する伝統にある。かつては意思決定に時間がかかるなど、これらの特色が短所となる側面も見られたが、2016年度の組織体制の大幅な見直しによって、迅速な意思決定を行い得る制度が構築されたことで、特色がすなわちほぼ長所といえる組織体制となった。理事会においても2014年度からは副学長2名が理事となり、大学と理事会とが密に連携を取り得る体制となったことなども相まって、大学の理念・目的を実現していくために必要な改革を迅速に実行できる全学院体制が構築されたといえる。

## （3）問題点

大学の理念・目的を実現していく上での問題点としては、本学が主として入学者を得ている東北地方において急激に進む18歳人口の減少への対応について、具体的な中・長期の計画が構築されていないことである。東北地方の18歳人口は2030年度には30%近く減少することが確定しており、その後はさらに減少するものと推定されている。このような未曾有の事態にどのように対処するかは、大学の存在そのものを根幹から揺るがす可能性もある。このような状況について学内の意識改革を早急に行い、中・長期的な計画を策定したうえで、「MGU マスタープラン 2020」およびさらに長期の諸施策を進めていかねばならない。

## （4）全体のまとめ

2016年度の4学部化と6センター化、学長連絡会議および学長戦略室の設置によって、最近の受験動向への対応とともに学長のガバナンス強化をはかった。大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等については、ウェブサイトを中心に周知をはかってきた。これらの諸施策をより強力に推進することで、18歳人口の大幅な減少への対応を急がなければならない。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針および手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

内部質保証の基本方針は、「宮城学院女子大学自己点検・評価規程」に定めている。ここでは、「教育研究水準の向上に努め、その社会的責務を果たしていくため、また、大学教育を基礎として学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与するとともに、学生の専攻分野における研究能力あるいは高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を陶冶するために不断の自己点検および自己評価を行う。」と謳っている。同規程では、自己点検・自己評価を実施するために自己点検運営委員会を置くことを定めており、委員長である学長のガバナンスの下に、設置の趣旨および教育の目標を実現するための大学教育の質を保証し、よりよいものへと改善する取り組みを常に行うこととしている。さらに、学内の連携による質保証の取り組みに加え、認証評価機関による評価および第三者による評価も行うことを定めている。（資料 2-1）

内部質保証の推進について責任を担う全学的組織は「自己点検運営委員会」である。その委員には、大学の運営組織である「学長連絡会議」の構成員を充てている。即ち、学長、人文科学研究科長、健康栄養学研究科長、2名の副学長、宗教センター長、各学部長、教務・入試・学生生活・学術情報・社会連携・キャリア支援の6つのセンター長（うち、4センター長は学部長が兼務）、大学事務部長、3名の大学事務部次長の計18名が委員となっている。学長が統括する自己点検運営委員会は、定められた点検・評価項目に基づく点検・評価の実施計画を策定し、教授会内の各部署・各機関（各センターおよび部、各研究科、学部、学科・専攻、各種委員会など）に点検・評価の報告を求める。各部署および機関は、点検項目と関連事項について毎年度点検・評価を行い、自己点検運営委員会に報告する。報告を受けた自己点検運営委員会は、改善を必要とする事項およびその改善方法について教授会に報告し、周知を図って内部質保証を推進している。（資料 2-1、2-2）

学長のガバナンス強化も含め、本学の運営を戦略的に分析・検討・立案・実施することのできる組織体制とするため、2016年度に教学組織の改編を行い、大学の運営に関わる主たる組織として、教務・入試・学生生活・学術情報・社会連携・キャリア支援の6つの組織をセンター化した。これにより、三役会議・学長連絡会議と各学部またはセンターとのラインがより明確になり、PDCA サイクルの運用や意思決定等を迅速に実行できる体制を整えた。また、大学運営に関わる全学的な組織戦略と実施計画を立案する組織として「学長戦略室」を設置し、大学の運営に関する分析のためのIR活動、大学の運営に必要な人事・予算・広報等の戦略および計画立案にあたっている。学長戦略室は、学内のPDCAの

状況を常に把握し、点検する役割も担っている。(資料 2-3)

大学運営に関わる全学的な組織戦略と実施計画は、学長の指示を受けて学長戦略室において立案する。学長戦略室は「学長の命を受けて大学の改革を推進するため」に 2016 年度に設置し、「学修時間及び教育の成果等に関する情報の収集及び分析を行い、本学が置かれている客観的な状況を分析したものを内外に対して必要な情報を提供する」ことが「宮城学院女子大学学長戦略室規程」に謳われている。学長戦略室は、大学の運営に関する分析のための IR 活動を主たる目的とし、大学の運営に必要な人事・予算・広報等の戦略および計画を立案する組織と位置付けられる。立案された戦略および計画は、三役会議に答申され、三役会議において審議される。その上で、三役会議が必要と認めた戦略や計画について、学長連絡会議の審議に付される。学長連絡会議において、学長が必要と認めた場合に各部局における検討が依頼され、全学的な戦略や計画として承認される。その後、学長が必要と認めた場合には教授会の議を経て、案件ごとに指定される学内部局において実行に移される。実行された結果は、活動内容ごとにあらかじめ報告時期が定められ、学長の求めに応じて三役会議または学長連絡会議で報告され、学長戦略室にも共有される。報告された内容が当初の目的を達成しているかどうかは、自己点検運営委員会において IR 解析等の手法によって検討される。当初の計画通りの成果が得られていない場合には、自己点検運営委員会から三役会議および学長連絡会議を経て、指定された学内各部局に対して改善の指示を行い、当該部局は、必要に応じて学長戦略室の分析する情報を得ながら指示への対応策を立案し、自己点検・評価に基づく具体的な改善を実行する。(資料 2-2、2-4、2-5、2-6)

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証推進のための組織体制の中心は自己点検運営委員会であり、それに三役会議、学長連絡会議、学長戦略室、教授会および学内の各部局が関わって有効な質保証の体制をとっている。

大学の教育および運営の方針を定めて計画立案を指示し、その実行結果を評価する三役会議、学長の命を受けて戦略と計画を立案し、実行結果の評価に資する情報を分析する学長戦略室、立案された計画の内容、実行結果の評価を審議する学長連絡会議ないし自己点検運営委員会、戦略や計画を実行し、結果を報告する学内の各部局という組織体制によって、本学の内部質保証は推進されている。

計画立案の指示、実行手続の精査、実行結果の評価を担う三役会議は、学長、2名の副学長（以上教員）と大学事務部長、大学事務部部次長（うち、大学事務部次長は陪席。以上事務職員）の計 5 名によって構成する。学長連絡会議は、学長、人文科学研究科長、健康栄養学研究科長、2名の副学長、宗教センター長等、各学部長、教務・入試・学生生活・学術情報・社会連携・キャリア支援の 6 つのセンター長（うち、4 センター長は学部長が兼務している。以上教員）と大学事務部長、3名の大学事務部部次長（以上事務職員）の

計 18 名により構成する。計画の実行組織となる各センターについては、部長の下に数名の委員と事務職員 1 名からなる組織としている。IR 情報を活用しながら大学経営の戦略および計画を立案する組織である学長戦略室は、室長、3 名の室員（以上教員）と大学事務部長、企画調査担当主幹（以上事務職員）の計 6 名によって構成する。（資料 2-2、2-4、2-5、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、2-12）

点検・評価項目③：方針および手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

### 1) 3 つの方針の策定

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定については、学長が学長戦略室を通じて各学部・学科に方針案の作成を指示し、学長戦略室がとりまとめを行う。さらに、大学の理念・目的とそれぞれの方針の間に乖離が生じていないか等を学長戦略室において確認し、三役会議および学長連絡会議における了承を経て最終的に設定される。（資料 2-13）

### 2) 学部・研究科その他の組織における教育に関する PDCA サイクル

全学的な内部質保証の実行に責任を負う自己点検運営委員会は、PDCA を機能させるための情報共有機関である学長連絡会議の構成員が委員となっている。研究科長およびすべての学部長等の執行組織の長によって構成されているため、学長の示す教育に関わる方針等が直接的に学部・研究科、教務センター等の教育に関わる部局の長に伝わる体制であると同時に、これらの構成員が学長の方針について審議することも可能としている。このことにより、審議機関と執行機関の役割を兼ねていることになり、実行された結果も迅速にフィードバックされる組織構成となっている。教育上、改善が必要となる事項が生じた場合に、滞りなく学部・研究科等に伝達されることにより、PDCA サイクルを機能させやすい体制とした。（資料 2-1）

### 3) 文部科学省等の行政機関および認証評価機関等外部からの指摘事項への対応

学部・学科設置認可等の際に文部科学省より大学設置審査の結果付された留意事項や意見等の指摘事項については、教授会等において学内に周知・報告し、同時に、三役会議・学長連絡会議を中心に指摘事項に関連する部局等において速やかに対応を検討し、当該学部・学科に改善を指示している。

本学は、2016 年に「現代ビジネス学部」、「教育学部」、および「生活科学部」の 3 学部を設置し、現在完成に向けて年次進行中である。設置申請について毎年度履行状況報告書

を提出しているが、次のように指摘を受けた事項に対応している。

定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想について検討することという指摘を受けた。その対応として、現代ビジネス学部について完成年度までは届け出を順守するが、完成年度以後は積極的に若手教員および中堅教員の新規採用を図り、年齢に偏りにない教員組織を目指すこととしている。すでに、完成前の退職教員の補充については、実績を重視しつつ若返りを図るよう採用人事を進めた。

同一設置者が設置する既設学部等（学芸学部人間文化学科）の定員充足率の平均が 0.7 倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討することという指摘に対しては、学生確保に努めるとともに入学定員を見直し 20 名減の 70 名とした。2017 年度は入学定員超過率 0.87 倍と改善し、標準修業年限に相当する期間における平均入学定員超過率は 0.75 倍となった。このような一時的な対応に留まらず、現在、学長戦略室において、改組を含む抜本的な対策を検討しているところである。

現代ビジネス学部開設の演習科目について、講義内容にディスカッションやディベートが含まれており、必修の演習科目でもあることから、適切なクラス規模になるよう留意して実施することという指摘を受けた。これに対して、クラス数を増やし、クラス毎にオムニバスの担当教員がローテーションで授業を実施することで適切なクラス規模で実施できるよう努めている。（資料 2-14）

このように、指摘事項については適切に丁寧な対応を心掛けている。

また、認証評価機関の大学基準協会からは前回 2012 年の認証評価において、本学への提言として、努力課題および改善勧告が付された。

改善勧告 1 点は、「学生の受け入れ」、努力課題 5 点は、「理念・目的」「教育内容・方法・成果（3）教育方法」「教育内容・方法・成果（4）成果」「学生の受け入れ」に対して指摘事項が付された。指摘された内容について現状の点検を行い、改善に向けた対応をするとともに以下のとおり「提言に対する改善報告書」をまとめ、報告書の提出を行った。

改善勧告の「学生の受け入れ」については、「収容定員に対する在籍学生比率において、学芸学部人間文化学科では 1.32 と高いので、是正されたい。」との指摘がなされ、これに対しては即座に是正の方策を採り、2013 年 5 月 1 日現在以降の収容定員に対する在籍学生比率が 1.00 を大きく超過することのないよう適切に対応を行った。改善報告書では「収容定員に対する在籍学生比率は、2011 年 5 月 1 日現在、2012 年 5 月 1 日現在では、収容定員に対する在籍学生比率が 1.00 を超過しているが、2013 年 5 月 1 日現在以降の収容定員に対する在籍学生比率は 1.00 以下となり、収容定員に対する在籍学生比率は是正されている。」と報告したが、現在は上記のように定員超過率が低い状況となっており、逆の対策が求められている。

努力課題の「理念・目的」については、「人材の養成に関する目的その他の教育・研究上の目的が、学部・学科および研究科・専攻ごとに、学則またはこれに準ずる規則等に明示されていないので、改善が望まれる」との指摘がなされ、学則等の改正を行うことで対応することとし、「2016 年度開設を目指し、学部学科改組計画を構想し、1 学部 10 学科の体制を 4 学部 9 学科に改変し、文部科学省に認可申請および届出設置の申請書類を提出している。その提出書類の中に 2016 年度学則（案）が含まれているが、新学部学科にかかる部分についての改定を行ったが、指摘事項に関する内容については、学長・協議会にお

いて、別添資料のように新学部学科の人材の養成に関する目的その他の教育・研究上の目的を含めて、明文化し、2016年3月31日までに正式な学則変更届の手続きを行う。」ことを報告した。

「教育内容・方法・成果(3)教育方法」については、「学芸学部および全研究科のシラバスにおいて、授業計画や成績評価基準の記載があいまいな科目が散見されるので、改善が望まれる。」および「全研究科において、大学院教育をテーマにした教育内容・方法の改善に向けた組織的な研修や研究が十分ではないので、改善が望まれる。」との指摘がなされ、教務部委員会の主導によって改善を行うこととし、「2012年1月11日の大学院合同研究科委員会において「シラバスは各研究科長が責任をもってチェックし、修正が必要な場合は担当者に依頼する」ことを確認し、2012年度シラバスに反映させた。その後、2012年11月に学部レベルでシラバスのチェック体制が整備されたことを受け、大学院も同様の体制で臨むことを確認、2013年度シラバスに対応した。具体的には、①担当教員からシラバスが提出された後、各専攻主任が全シラバスを確認する。②所定のシラバス校正チェックポイントに照らし不適當なものがあればシラバス公開前に専攻主任から担当教員に記載内容の修正、再提出を求める。以上により、指摘事項の改善を図った。」および「2015年6月17日の合同研究科委員会において「大学院FD推進委員会」規程を承認、同日FD推進委員会を開催し、委員長を互選。今年度の取り組みについて検討を開始した。」ことを報告した。

「教育内容・方法・成果(4)成果」については、「全研究科において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。」との指摘がなされ、人文科学研究科および健康栄養学研究科において検討を行い、研究科委員会で審査基準等について決定し、対応することとし、「人文科学研究科では2012年7月4日の研究科委員会において修士論文審査基準を決定・承認し、2013年度から大学院要覧に記載している。健康栄養学研究科はこれまでシラバスの「評価方法・基準」欄に審査基準を記載していたが、2015年6月9日の研究科委員会において修士論文審査基準を見直し、2016年度の大学院要覧においてこれを周知することとした。」ことを報告した。

「学生の受け入れ」については、「収容定員に対する在籍学生比率において、人文科学研究科(修士課程)では0.45と低いので、改善が望まれる。」との指摘がなされ、研究科委員会において入学者確保のための広報策などの検討を重ね、「人文科学研究科の収容定員に対する在籍学生比率は2011～2015年度の平均で0.43となっており、前回自己点検報告時(0.45)と大差ない水準で推移している。研究科ではこれまでも①大学院独自のポスターを作成する、②個々の教員が直接学生に呼びかける、③年に2回、入試説明会を開催する、④オープンキャンパス時に進学相談コーナーなどを設けるなどして内外に広報活動を行ってきたが、必ずしも十分な効果はあがっていない。本研究科としては2016年度実施予定の学部再編に歩調を合わせ、大学院教育のさらなる充実をはかるべく、①他大学の学生への働きかけの強化、②社会人入学やリカレント教育の推進、③組織の再編等に関する具体的な検討を進めることを確認。今後、専攻主任委員会を中心に改革案を取りまとめる予定である。」ことを報告した。(資料2-15)

以上のように指摘事項等があった場合には、三役会議・学長連絡会議等において速やかに対応を検討し、教授会等に周知・報告の上、教務センターおよび入試センターならびに研究科に改善を指示し、改善結果についてのフィードバックを受けて、必要に応じてさら

なる改善を指示してきた。

このように、文部科学省等の行政機関および認証評価機関等外部からの指摘事項へは適切に対応している。

#### 4) 点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価における客観性、妥当性については、大学基準協会による認証評価に加え、「宮城学院女子大学外部評価委員会」において実施している。外部評価委員会は、宮城県内の自治体、経済界、学識経験者らによって構成し、第三者の立場から自己点検結果の妥当性および客観性の検証を行う機関と位置付けられている。外部評価委員会は 2016 年度に新たに設置した制度であり、実際の委員会の活動は 2017 年度に初回の会合を実施して開始した。この委員会において、本学の内部質保証システムについては「学長戦略室の新設など、PDCA サイクルを回す努力が認められる」と一定の評価を得ている。(資料 2-16、2-17)

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の  
公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

#### 1) 公開する情報の内容等

本学においては、大学基準協会による前回 2010 年度の大学評価結果に関する事項、教育研究上の基礎的な情報（学部・学科等の教育研究上の目的、専任教員数、学習環境に関する情報）、教育研究上の情報（教育条件、教育内容、学生の状況、国際交流・社会貢献等の概要）、修学上の情報（教員組織、アドミッション・ポリシー、学生数等、シラバス、学修成果にかかる評価、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）、設置計画履行状況報告書、学校法人所管情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事報告書、事業計画書、事業報告書）をウェブサイト上で公表している。

（資料 2-18 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/information/index.html>

資料 2-19 <http://www.mgu.ac.jp/home/disclosure/index.html>）

#### 2) 公開する情報の方法等

毎年度の事業計画、事業報告書、財務諸表については、毎年、文書およびウェブサイト上で公開している。また、入試関係についても、志願者数、合格者数、および合格最低点などをウェブサイト上で公開しているだけでなく、データブックとしても関係者に配布している。これらのデータは、外部からの問い合わせに対しても、基本的に公開している。

入試に関しては、試験問題も公開しているが、配点は公開しておらず、個々の受験者に対して点数などの開示は行っていない。

前回の認証評価時に、全体の自己点検報告書の公開を行い、2 回目となる「大学白書」を印刷物、CD の形で作成して配布するとともに、それをウェブサイト上に公開しており、



説明責任を果たしている。(資料 2-20 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/hyouka/>)

毎年度行うこととしている本学独自の自己点検評価については、個別的な各部門の報告書の集成の形にしており、それに基づく改善などを行っているが、それらを公表していない。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

### 1) 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

2016 年度に設置した学長連絡会議は、すべての学部長および研究科長と大学の運営にかかわるすべての組織につながる 6 つのセンター長が構成員となっている。この学長連絡会議が、学内のすべての組織について PDCA サイクルを運用するプラットフォームとなる。2017 年度からは、学内のすべての組織について、年に一回の総括と次年度の計画立案を実施することになっており、これらの総括および計画立案が PDCA サイクルの核となる。

一方で、同じく 2016 年度に設置した学長戦略室は、学長連絡会議とは独立に、学内の PDCA の状況を常に把握し、その状況を三役会議に報告することができる。三役会議は、執行機関である学長連絡会議と諮問機関である学長戦略室との双方からの情報をもとに、全学的な PDCA サイクルの状況を多角的に把握することができる体制となっている。

これらの仕組みによって、全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性をはかることができる。(資料 2-2、2-4)

### 2) 内部質保証システムの点検・評価

学部、学科、専攻および研究科ならびに学内のすべての組織は、一年に一回自己点検を実施することになっている。これらの自己点検に基づき、自らの部局について PDCA サイクルを運用していくことが求められている。これらの自己点検結果は、自己点検運営委員会ならびに学長連絡会議で共有され、点検・評価を受ける。(資料 2-21)

また、2016 年度には、宮城県内の自治体、経済界、学識経験者らによって構成する外部評価委員会を組織し、一年一回の外部評価を受ける仕組みを構築した。評価の対象は多岐にわたるが、その中に内部質保証システムの点検・評価も含まれているため、学外者の評価も受ける体制になっている。(資料 2-16、2-17)

### 3) 点検・評価結果に基づく改善・向上

上述のように、全学的な PDCA サイクルを運用できる組織体制があり、またすべての組織が自己点検を実施する仕組みが構築されていて、それらを自己点検運営委員会、学長連絡会議および外部評価委員会が点検・評価する体制となっている。これに基づき、各部局が自ら改善・向上をはかることはもちろん、学長の強いリーダーシップによって改善・向上をはかることができる。各部局の改善・向上については、自己点検運営委員会ならびに

学長連絡会議に報告されることで他部局の良好事例を共有することができ、自らの部局の改善・向上施策にも活用することが期待される。

## (2) 長所・特色

2016年度に行った教学組織の改編により、学長、三役会議、学長連絡会議と各学部および各センターとのつながりがより明確なものとなった。この体制によって、PDCAサイクルの運用や意思決定が迅速に行われるようになったことは大きな長所といえる。また、学長戦略室の設置もPDCAサイクルの実質化に役立っている。

## (3) 問題点

2016年度の学部・学科改組が全体としては一定の成果を収めたと評価できる一方で、一部の学部・学科では、定員の確保に苦勞している事実もある。これらの問題点を解消すべく、2020年度を目途に新たな学部・学科改組の検討を進めており、本学の長所・特色を活かしつつ、来たるべき18歳人口減少に備えるためにも、内部質保証の仕組みをしっかりと機能させなければならない。

## (4) 全体のまとめ

本学は、2016年度に教学組織の改編を行い、PDCAサイクルの運用や意思決定等を迅速に実行できる体制とした。その中で、内部質保証関係規程の整備を行い、内部質保証推進のための体制の一つとして学長戦略室を設置した。

教学組織改編後の状況として、入学者を堅調に獲得していることから、新体制への移行は一定の成果があったといえる。PDCAサイクルを適切かつ有効に運用することで、志願者の更なる獲得を目指し、新たな教学体制の構築を検討していく。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成および研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点 2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### < 1 > 大学全体

本学は、キリスト教に基づく人格教育と総合的なリベラルアーツ教育を基盤としつつ、女子の進学率の高まりや女性の社会進出など時代の変化や要請に応え、たえず学科編成の見直しを行ってきた。2015年度までは、学芸学部1学部の下に多様な10学科を設置する構成であったが、2016年度に学部の設置および改組を行い、現在は4学部9学科の構成としている（収容定員3000人）。2016年度に行った学部設置等の改変は、高校生の進学ニーズや地域社会の要請に応えたものである。新たに設置した現代ビジネス学部は、経済界を中心とする地域の運営や活動に積極的に関わり、活躍できる女性の育成を目指しており、地域からの期待は大きい。また、一定の志願者を集めており、高校生のニーズに的確に答えたものとなっている。

また、学術研究を推進する組織として、キリスト教文化研究所、生活環境科学研究所、人文社会科学研究所、発達科学研究所の4研究所を設置している。これら大学附属4研究所は本学の建学の精神、東北における学術文化の向上という学則の理念、学科の教育目標と適合し、研究とその成果の公開を行っている。最も長い歴史を持つキリスト教文化研究所は、「世界のさまざまな民族と宗教に関する学際的研究を推進し、それを通して、キリスト教文化の理解、ならびにわが国におけるキリスト教主義教育の発展に貢献」することを目的としており、大学の理念に強く結びついた研究活動を行っている。

本学では、国際交流センターと生涯学習センターを設置している。両センターは、それぞれ他の教育研究組織とともに、国際交流や地域社会への貢献の一翼を担っており、教育理念や教育目標、人材養成の目的に適合している。

さらに、大学院には、生活科学部と学芸学部の学科を基礎として、2研究科5専攻（収容定員40人）を設置して、より高度の教育研究を行っている。

（資料1-2、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6）

#### < 2 > 学部

##### (1) 現代ビジネス学部

現代ビジネス学部は、時代の要請する大学教育の理念を実現するため、2016年度に設置した学部で、単一の現代ビジネス学科（入学定員95名）で構成されている。取り扱う学問分野は、主として経営学、経済学、社会学である。現在完成に向けて学年進行中であるが、その卒業生には地域社会からの熱い期待が寄せられている。

##### (2) 教育学部

教育学部は、長い歴史を持つ教育系の学科を再編して学部として独立したものであり、幼児教育専攻（入学定員 90 名）、児童教育専攻（同 50 名）、健康教育専攻（同 30 名）の 3 専攻からなる単一の教育学科で構成されている。取り扱う学問分野は、主として教育学、保育学、社会福祉学である。とくに保育士や幼稚園教員の養成は長い歴史と伝統により、卒業生は地域の子育て・保育に大きく貢献している。

### （3）生活科学部

生活科学部は、既存の食品栄養学科と生活文化デザイン学科を統合したものであり、学科の構成はそれを踏襲している（前者の入学定員 100 名、後者は 60 名）。取り扱う学問分野は、主として食品栄養学科が栄養学、生活文化デザイン学科が家政学、生活科学、建築学であり、各学問領域の学修を通じて生活を科学的にとらえることのできる人材を養成している。

### （4）学芸学部

学芸学部は、従来の学芸学部の構成を基礎に、日本文学科（入学定員 100 名）、英文学科（同 70 名）、人間文化学科（同 70 名）、心理行動科学科（同 60 名）、音楽科（同 25 名）の 5 学科で構成されている。取り扱う学問分野は、文学、言語学、歴史学、人類学、心理学、音楽など多岐にわたっており、リベラルアーツ教育の理念を基礎としながら、各学科で専門教育を担うという個別性もあわせ持っており、学部全体として多様で複合的な性格を持っている。

（資料 1-1、1-4）

### （5）その他の組織

その他の組織として一般教育部を設置している。一般教育部は、その専任教員を中心に共通の教養教育、外国語教育などの運営を担当している。各学科の教員も、一般教育部で開講されている「基礎演習」などの初年次教育に関わるなど、全教員が幅広く一般教育科目を担当できる体制となっている。

（資料 2-7、3-7 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/ge/index.html>）

また、教職を目指す学生のために教職センターを置き、幼稚園実習等幼児を対象とする教育研究のために、大学附属の認定こども園「森のこども園」を設置している。

以上のように、多様で複合的な学部、学科（一般教育部を含む）を擁する本学は、本学の理念や目的を実現するうえで適切な形態をとっており、教授会の組織的一体性の実現や教育課程の上での相互協力など、運営上の協力体制も整っている。各学科の入学定員は最大でも 100 名と比較的小規模であり、これを各学科 10 名前後の専任教員が、助手、副手とともに運営している。こうしたあり方も本学の目指す人格教育、教養教育の理念に適合している。（大学基礎データ表 1）

## < 3 > 大学院

### （1）人文科学研究科

大学院人文科学研究科には修士課程 4 専攻を設置している。すなわち、英語・英米文学専攻、日本語・日本文学専攻、人間文化学専攻、生活文化デザイン学専攻（入学定員各 4 名）である。各専攻は、それぞれ英文学科、日本文学科、人間文化学科、生活文化デザイン学科を基礎学科としている。

本研究科は本学のリベラルアーツ教育の延長上にあり、修士課程として高度な専門性を持った職業人の育成に努めている。本研究科のこうしたあり方は、大学院の理念、目的に

適合している。

## (2) 健康栄養学研究科

本研究科は、食品栄養学科を基礎とするものであり、単一の健康栄養学専攻（入学定員4名）で構成される。本研究科も修士課程として高度な専門性を持った職業人の育成に努めており、大学院の理念、目的に適合している。

(資料 1-3)

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究所式の適切性については、自己点検運営委員会によって点検・評価を行っている。自己点検運営委員会は、すべての学部長および研究科長と大学の運営にかかわるすべての組織につながる6つのセンター長を構成員としており、学内のすべての組織についてPDCAサイクルを運用するプラットフォームとなる。この体制によって、学内のすべての組織について点検を行っている。(資料 2-1、2-2)

一方で、同じく2016年度に設置した学長戦略室も、自己点検運営委員会とは別に、学内のPDCAの状況を常に点検し、確認している。学長および三役会議は、自己点検運営委員会と学長戦略室との双方からの情報をもとに、全学的なPDCAサイクルの状況を適切に把握することができる。(資料 2-4)

大学運営に関わる全学的な組織戦略と実施計画は、学長の指示を受けて学長戦略室において立案している。学長戦略室は、大学の運営に関する分析のためのIR活動を行い、大学の運営に必要な人事・予算・広報等の戦略および計画を立案している。立案された戦略および計画は、三役会議、学長連絡会議の審議を経て教授会に上程される。その後、学長が必要と認めた場合には、適切な学内部局において執行される。執行された結果は、次の自己点検・評価の対象となり、点検・評価結果に基づいて継続的な改善・向上を図っている。

## (2) 長所・特色

### 1) 大学組織の設置状況

これまでの1学部10学科体制から、現代ビジネス学部の新設を含めて、4学部9学科体制へと組織が再編されたことは、重複したカリキュラムを整理、統合できたという点で長所につながっている。また、2016年度の現代ビジネス学部の新設はまさに時代の要請に応えたものとなっており、本学の大学組織を特色あるものとしている。

### 2) 教育研究組織の適切性

本学の教育研究組織には各学部・学科と各附属研究所があり、教育と研究の双方で相互

に協力できる体制となっている。こうした教育研究組織のあり方は適切である。

### (3) 問題点

特になし

### (4) 全体のまとめ

2016年度の学部・学科改組を経て、現在の教育研究組織はより適切なものとなっていると考えられるが、これについてまだ暫定的な結論の域を出ない。完成年度を迎えるまで、また迎えて以降も、より適切な教育研究体制がとれるよう、さらに一層検証を行っていくことが必要である。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、ディプロマ・ポリシーを定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示したディプロマ・ポリシーの適切な設定および公表

本学では、現代ビジネス学部現代ビジネス学科・教育学部教育学科・生活科学部食品栄養学科・同生活文化デザイン学科・学芸学部日本文学科・同英文学科・同人間文化学科・同心理行動科学科・同音楽科が、それぞれ学士（ビジネス学）・学士（教育学）・学士（食品栄養学）・学士（生活文化デザイン学）・学士（日本文学）・学士（英文学）・学士（人間文化学）・学士（心理学）・学士（音楽）の学位を授与しているが、各学科の教育目標に基づいて、目指すべき学習成果を明らかにしており、それを踏まえたディプロマ・ポリシーを設定している。これらのディプロマ・ポリシーについては、大学要覧やウェブサイトに掲げて公表している。

（資料 1-5、4-1 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/diplome/index.html>）

例えば、学士（ビジネス学）は、現代ビジネス学部現代ビジネス学科において授与されているが、ビジネス領域への女性の社会進出を支えることが学部学科の設置目的であるため、大学共通の理念である建学の精神を土台としつつも、設置の趣旨に沿った独自の教育目標を掲げている。また、学士（教育学）は、教育学部教育学科において授与されているが、教育学・保育学・福祉学等の専門基礎知識と教養の修得、教員・保育士・福祉職としての実践力の獲得、実践の質的向上を図る研究力の獲得を教育目標として掲げ、これに基づきディプロマ・ポリシーを定めている。学士（日本文学）は、学芸学部日本文学科において授与されているが、文学・語学・文化・日本語教育学の4分野から総合的に「日本のことばと文化」を学ぶ学科であることから、日本のことばと文化について専門的で体系的な知識と適切で的確な日本語運用能力の獲得、研究方法の理解と問題意識に基づく卒業研究の完成を教育目標とし、ディプロマ・ポリシーを設定している。

本学大学院修士課程においても、ディプロマ・ポリシーはウェブサイト等を通して、広く公表している。大学院研究科のディプロマ・ポリシーは、研究科の教育目標・教育課程に沿って編成されている。例えば、人文科学研究科英語・英米文学専攻は、「英語学、英米文学および英米文化についての講義と演習科目を通じて学問の基礎を身につけ、英語力を確実なものとし、さらに幅広い知識と豊かな教養に裏打ちされた専門領域をより深く探究することのできる人材の育成を目指す」という教育研究上の目的を掲げ、これに対応してディプロマ・ポリシーを「英語学、英米文学および英米文化についての講義と演習科目を通じて幅広い知識と豊かな教養を身につけるだけでなく、基盤となる英語力を確実なものにすること、さらに各自の専門領域と研究課題をより深く学問的に追究することを求めている。所定の単位を修得し研究指導を受けて修士論文を作成、論文審査及び最終試験に合格することにより修士の学位が授与される」としている。また、健康栄養学研究科健康栄養学専攻は、「食生活に起因する多様な健康課題に対して、生活者の視点、教育者の視点を持ちつつ、研究的な視点で問題を解決する能力を養成する。これらの視点を持ち諸問

題に取り組むことを通し、地域社会における食生活の支援者、教育実践のできる教育者を育成することを教育研究上の目的とする」という目的を掲げ、ディプロマ・ポリシーを「1.健康・栄養に関する高度な学識と研究的な視点にたった実践力を修得した者に修士（健康栄養学）の学位を授与する。2.子どもの心身の発達を支援する養護教諭の教育実践研究について学修した者に養護教諭専修免許を認定する。3.食教育を通して子どもの健康を支援する栄養教諭の教育実践研究について学修した者に栄養教諭専修免許を認定する」としている。

このように、本研究科のディプロマ・ポリシーは教育目標と整合しており、適切に設定していると言える。

（資料 4-2 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/graduate/index.html>、

4-3 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/graduate/gsf/index.html>）

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、カリキュラム・ポリシーを定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えたカリキュラム・ポリシーの設定および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの適切な連関性

本学では、「建学の精神」の下、全学的な一般教育と学部・学科の専門教育を通して、幅広い知性と教養を身につけ、思考力・判断力・実践力を備えた人類の福祉と平和に貢献できる自立した女性に対して学位を授与するという方針を定めている。それを実現するための教育課程は、教養教育と専門教育を大きな柱として体系的に科目を配置し、教養教育では一般教育科目を全学年に置くとともに、専門教育では専門科目を初年次から段階的に開設している。このような教育課程によって、専門の学芸を教授することを可能にし、それによって幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育成することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとを適切に連関させ、教育目的を実現させている。

教養教育については、全学年に一般教育科目として「人文社会系科目」「自然系科目」「総合科目」「外国語科目」「体育科目」の科目群を配置して幅広い教養と能力を獲得できるようにしている。一人ひとりが学問の意義をしっかりと理解したうえで専門研究に入っていけるよう少人数教育を徹底するとともに、初年次教育として学習能力の獲得と視野の開拓のための科目を設け、 Semester の進行にあわせて順序性や系統性に配慮し、適切なタイミングで学べるよう、4 年間にわたって科目を配置している。また、本学の建学の精神と設置理念を踏まえて、現代を主体的に生きる女性を育てるために、本学独自の教養教育プログラム「MGU スタンダード」を開設している。これらについては、カリキュラム・ポリシーとして、ウェブサイトや大学要覧に掲載し公表している。

専門教育については、大学としてのカリキュラム・ポリシーを定めているほか、各学部・学科において、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するために必要なカリキュ



ラム・ポリシーを定め、ウェブサイト公表している。加えて、ディプロマ・ポリシーに基づき構成される教育課程の体系と教育内容についてはウェブサイト詳細を明示しており、さらに授業科目区分、必修・選択の別、単位数、開設年次、講義・演習・実習などの授業形態などについての情報は、入学時に配付する学生便覧やシラバス、ウェブサイト上のユニバーサルパスポート等に掲載し、公表されている。

(資料 4-5 <https://unipa.mgu.ac.jp/up/faces/login/Com00505A.jsp>)

各学科については、例えば、現代ビジネス学科では、ビジネス学の基礎的知識を身につけて、その土台のうえにビジネスの具体的な各領域で種々の課題に取り組み解決していける人材を育成することを教育目標とする。その教育目標に沿って編成された教育課程で学修し、これを修了した者に学位を授与するというのが現代ビジネス学科のディプロマ・ポリシーであり、教育目標とディプロマ・ポリシーは整合性が取れている。

また、教育学科では、講義や演習、実技からなる教養教育科目の上に専門教育科目として基礎科目（講義）、基幹科目（講義）、専門分野科目（講義・演習）、実習科目（演習・実習）、ゼミナールおよび卒業研究科目（演習）を配置している。これらは、理論と実践の往還を重視し、地域や現場で学ぶことができるように配慮するとともに、順序性と体系性に留意して、専門分野や実習内容に応じて授業科目群によって整え、教育内容に適応した授業形態をとることで学科の教育目標に沿った教育課程を編成し実施している。これらの方針と内容については、ウェブサイトや大学要覧に掲載し、公表している。学科のディプロマ・ポリシーに基づき、獲得すべき資質・能力に関わる授業科目について履修の必修・選択必修が設定されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性は確保されているといえる。

(資料 1-5、4-4 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/curriculum/index.html>)

大学院についても、学位ごとに、カリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイト等を通じて広く方針を公表している。また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと同様に教育目標と整合するよう設定している。

例えば、英語・英米文学専攻のカリキュラム・ポリシーは「本専攻の講義科目としては「英語学特殊講義」「英米文学特殊講義」「英米文化論特殊」の3つがあり、それぞれに演習科目が配置されている。また英語運用能力向上のための科目として、「英語アカデミックライティング」「英語コミュニケーション」がある。1年次では、英語学、英米文学、英米文化から2分野以上を履修することにより、高度な専門知識のみならず幅広い知識を得ることが出来る。2年次では、院生独自の専門領域に関連した内容の講義および演習科目を履修することにより、学問的理解を深め、修士論文演習では論文作成に関して個別指導を受ける。本専攻修了者には、中学校教諭・高等学校教諭専修免許状（英語）が与えられる」としており、健康栄養学専攻のカリキュラム・ポリシーは「本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するため、次のようなカリキュラムを編成する。1. 専門分野の学識と総合的な視野の両者の調和を図るために、1年次前期の導入として「健康科学基礎講義」を配置し、教育内容の全体像を視野に入れる。2. 1年次前後期で臨床栄養学、基礎栄養学、実践栄養学、食・健康教育等の各分野の特殊講義、演習を履修しつつ、修士論文の基礎を培う。3. 2年次前期には「総合演習」で修士論文の中間報告を行い、多分野の教員からの助言を得た上で、論文を仕上げる」としている。このように、カリキュラム・ポリシーは教育目標と整合しており、ディプロマ・ポリシーもまた教育目標と整合

するよう設定していることから、各ポリシーの連関性は確保されているといえる。

(資料 4-2 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/graduate/index.html>、

4-3 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/graduate/gsf/index.html>)

点検・評価項目③：カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容および方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点 2：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、「専門教育と教養教育とを大きな柱とし、科目を体系的に配置する」「専門科目は、初年次から段階的に配置し、知識と技能の総合的な獲得を可能にする」「一般教育科目は、全学年に配置し幅広く深い教養が身につくよう配慮する」という大学のカリキュラム・ポリシーの下、各学部・学科がそれぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、その学位課程に相応しい科目を配置している。

教養教育については、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「語学」などの領域について、体系性と順次性に配慮し、4年間の長期にわたって学び続けられるよう多様な科目を配置している。例えば、自然科学系科目においては、1年次「自然科学入門」で自然科学に関する基礎知識や自然科学特有のものの見方・考え方を学び、2年次「自然科学特論」で具体的な研究事例をもとに仮説の立て方や検証の仕方、データの読み方や解析の仕方を、そして、3年次「科学技術論」で自然科学の歴史を学び、その応用的側面として科学技術の進歩が現在の私たちの暮らしにおよぼす影響を考える。このように、学年進行に合わせ、レベルをあげ視野を広げていく構成となっている。

語学系科目では、英語の場合、1年次「英語コミュニケーション」、2年次「英語リテラシー」を週1回必修科目として配置し、その後は、選択科目として、2年次以降「スキルアップ英語」として開設している。このように、全学・全学年にわたるカリキュラム構成によって、体系性と順次性を保証し、語学学習の機会を提供している。

個々の授業科目としては、本学独自の展開として、MGUスタンダード科目と名付けた一連の科目群を設置していることがあげられる。これらは「宮城学院らしい教養科目群」として科目選定され、本学のすべての学部・学科の学生が学ぶ科目群（必修科目）となる。これらは、視野を広げるための教養科目群や専門領域の学習に備える基礎科目群であると

ともに、女性としての生き方や将来の方向性を考える際のキャリア教育基礎科目群でもある。

例えば、1年次の必修科目である「女性と人権」は、専攻分野に関係なく女性としての生き方・働き方を社会的視野から多角的に学ぶ科目であり、女性に特化した内容で構成され、女子大学としての本学の独自性を示す科目となっている。また、「音楽の世界」は、合唱を主とした1年次必修科目で、音楽科や教育学科の協力のもと、「音楽」に触れる機会を与えるとともに、共に声を合わせることによって連帯感を醸成し、合同の発表会に向かって演奏を仕上げる過程を通して課題解決能力を育み、大学講堂で合唱発表会によって達成感・充実感を獲得させている。発表会は、学外にも開放され多くの参観者を集め、その企画遂行に関わることで学生の資質・能力の育成にもつながっている。この他、初年次教育として、全教員が担当する「基礎演習」を設置し、25人以下の少人数クラスできめ細かな導入教育を行っている。「自分で調べ、考え、まとめる」力の養成を目的に、プレゼンテーションの方法やレポートの書き方について徹底した指導を行っている。また、各学科においても、「専門基礎演習」等の科目を設置し、専門分野における初年次の指導を行っている。

なお、教養教育における科目の位置づけについては、4年間の学習能力を形成する基礎となる科目やMGUスタンダード科目を必修としている。また、学生が所属する学科の特性を考慮し、それぞれの専門とは異なる学問分野を必修科目として設定し、「音楽の世界」を音楽科以外のすべての学科において、また、自然科学系科目から3科目を学芸学部と現代ビジネス学部において、必修にしている。これらの科目を受けて、さらに教養を広め深めていく科目については、選択科目として位置づけている。

専門教育においても、学部・学科ごとにカリキュラム・ポリシーに基づいて、科目の開設と配置が行われ、学位に相応しい教育課程を設置している。具体的には、各学科とも、その専門分野の領域とレベルに基づいて、基礎・基幹・応用・展開等の段階を設定し科目を設置、順次的かつ体系的に配置した教育課程の構成となっている。学科によって、名称に違いはあるものの、概ね、専門基礎科目・専門基幹科目・専門応用科目・専門展開（発展）科目として科目群が構成されている。このうち、基礎・基幹の科目群については必修科目を、応用・展開（発展）科目群については選択科目を設定されている。

単位については、制度の趣旨に沿って、単位数1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して単位を付与している。講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位、実験・実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし、これを学則に規定しているほか、2単位に要する学修時間数(90時間)は、講義・演習の場合は、授業30時間～60時間に対して、自習60時間～30時間、実験・実習および実技の場合は、授業60時間～90時間に対して、自習30時間～0時間とすることを学生便覧に記載し、シラバス上の自習時間の明記とともに学生に周知し、単位の実質化を図っている。

高大連携については、入試の早期合格者に対して学科が独自に作成した専門分野の基礎を学ぶワークブックを配付し事前学習の支援を行っている。また、入学前に、「早期合格者

の集い」を開催し、ワークブックをもとに指導を行い、大学生活への移行を円滑なものにするための支援を行っている（教育学科など）。

また、キャリア教育としては、多様なキャリアのロールモデルを提示し、学生の学習意欲を喚起することで自らの将来像を主体的に想像する力を養う科目として、「キャリアデザイン」を1単位の必修科目として配置している。

これらについての学科の具体的な取り組みとしては、生活科学部食品栄養学科では、管理栄養士に求められる基礎的知識を教授するための「専門基礎分野」科目群と実践栄養系科目を中心とする「専門分野」科目群を配置し、「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」部門からなる専門基礎分野系科目（群）を主に1・2年次に置くとともに、講義で学んだ内容は、実験・実習をとおしてより確実な知識として身につけられるような編成としている。「社会・環境と健康」部門には、公衆衛生学、臨床心理学、情報系科目等の必修科目に加え、生活文化デザイン学科とともに生活科学部を構成するメリットを生かし、「家族論」等を開講して、生活の文化への理解も深められるよう配慮している。2・3年次には「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」などからなる専門分野系科目（群）を置いて、知識の「積み上げ」を重視した教育課程とし、また専門基礎分野と同様、実験・実習を重視した教育課程編成となっている。3年次では、臨地実習を実施するとともに、学生の論理的思考力や研究・問題解決能力、プレゼンテーション能力の涵養を図るために「卒業研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を、4年次には「卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ」を開講し、その成果を「卒業研究」としてまとめている。

また、学芸学部英文学科では、英語基礎科目、英語学関連科目、英米文学・文化に関連する科目、および教職に関連する科目等を体系的に配置する教育課程を構成し、各科目の学習内容に順次性を持たせるよう配慮している。1・2年次のコミュニケーション能力を養成する科目では、「Speaking 1」から順次「Speaking 2・3・4」へと進み、さらに、3・4年次の「Discussion Seminar 1・2」などへ、基本練習から実践力養成へと段階的に学習が進むよう、それぞれの学生の学習進度に合わせて、細かく連続的な科目配置となるよう工夫している。また、応用・実践科目として「Overseas Study」を置き、希望者に英語圏での研修の機会を与えている（1年次は、学科としての結束も意図し、「国内英語合宿」を全員が登録する科目の中に取り入れている。3・4年次の専門知識の取得を目的とする科目では、「英米文学・文化研究セミナーⅠ」から「英米文学・文化研究セミナーⅡ」へ、基礎から応用への段階的な指導内容、指導方法を取り入れることにより、学生が学習内容を着実に理解・修得できるように配慮している。さらに、専門科目の中には、「ことばと人間 1・2」や「イギリス/アメリカの生活と文化 1・2」など、非段階的な授業構成の科目も増やし、学生が授業の内容・テーマをもとに選択的に学習できるようにも配慮し、多様化する学生のニーズにも応えられる開設状況である。（資料 1-6）

大学院研究科の授業科目には、各専攻とも、専門分野ごとに講義（特殊講義、特殊研究）、演習（「修士論文演習」を含む）、実習、講読等があり、カリキュラムに則って適切に開設されている。

人文科学研究科では、講義、演習とも、順次性のある授業科目は段階的に履修するよう体系化されている。なお、修士論文は大学院に1年以上在籍し、かつ16単位以上修得し、研究指導を受けた者だけが提出することができる。人文科学研究科修士課程修了に必要な

単位は 32 単位であるが、そのうち 4 単位は「修士論文演習」にあてられ、残り 28 単位は講義、演習等を履修する。本研究科では専攻を超えた共通科目も用意されており、4 専攻とも基礎的な知識を幅広く修得した上で、自らの専門とする分野について、より深く学べるよう配慮した体系的教育課程になっている。

なお、人文科学研究科研究科では修士論文は単位化されていないが、最終的に 100 枚～200 枚程度（日本語論文の場合、400 字詰原稿用紙換算。基準枚数は専攻によって異なる）の論文の提出が求められており、本研究科におけるコースワークとリサーチワークのバランスは適切である。

健康栄養学研究科の教育課程では、1 年次前期の導入科目として「健康科学基礎講義」を配置し、研究科の教育内容の全体像を視野に入れ、次いで選択分野の特殊講義、演習を履修しつつ、修士論文の基礎を培う。2 年次前期には「総合演習」で修士論文の中間報告を行い、さまざまな分野の教員から助言を得た上で論文を仕上げる。本研究科の教育課程は、このように順次性をもって専門分野の学びを深めていけるよう編成されている。また、本研究科では実践（臨床）研究におけるテーマ設定の主体性ならびに実践力を育てるために、1 年次はフィールドに関わり、課題把握からテーマ設定までを行う「実践研究基礎実習」を配し、2 年次の実践・分析を通して、修士論文をまとめるというカリキュラムを設けている。

健康栄養学研究科の修士課程修了に必要な単位は 32 単位である。そのうち 6 単位は修士論文にあてられ、残り 26 単位は講義や演習等を履修する。以上により、本研究科のコースワークとリサーチワークのバランスは適切と考える。（資料 1-7）

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法

< 学士課程 >

- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

< 修士課程 >

- ・研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学では、学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、キャップ制を設け、授業の予習・復習等、教室外で学習する時間を考慮しつつ、単位の過剰登録を防ぐよう、学期間・年間に科目登録できる単位の上限を定めている。1年度あたり修得できる単位数は、現代ビジネス学科は半期24単位、その他の学科は半期28単位、全学科通年で48単位以内となっている。ただし、卒業単位とならない資格関連科目についてはキャップ制から除いている。(資料1-6)

シラバスの内容および記載にあたっては、教務部委員会が全学的な観点から教育課程の編成趣旨が反映される具体的なシラバスモデルを提示し、大学全体で統一した基準・書式のもと、授業の目的・到達目標・学習成果の指標・授業内容および方法・授業計画・授業準備のための指示・成績評価方法および基準などについて適切に明示している。シラバスモデルは充実した内容となるよう、教務部委員会において毎年見直しを行っている。(資料4-5)

記載にあたって、複数の教員が同一科目名で開講している科目(群)については、担当者間で講義内容に関して統一を図るようになっている。さらに、開始前と終了後に担当者会議を開催し、開始前には科目のねらいを確認し、終了後は当該年度の反省と次年度に向けた課題の確認を行っている。作成されたシラバスについては、各種の基準・書式に則っているか、教務部委員会による確認がなされ、不備な点や実際の科目内容との不整合については、具体的に問題を指摘して改善を図っている。

シラバスと授業内容の整合性については、教務部委員会の確認の他、各学期末に授業において「授業評価アンケート」を実施し、それぞれの学生が自分の学習態度や学習到達度をチェックするとともに、シラバス内容と授業内容の整合性を学生目で確認する機会を設けている。アンケートの回答については、FD推進委員会による検証が行われ、各教員に対し結果が報告される。これによって、教員の側も、指導内容および指導方法や、シラバスと授業内容との整合性等に関する学生の受け取り方を把握できるようにしており、学科・専攻全体で共通認識とするとともに、さらなる改善のための基礎資料として役立てている。(資料4-6)

また、シラバスの内容については、初回の授業時に授業内容・計画・評価方法等を学生に説明することになっており、内容を学生に理解させるとともに、自らも再度、担当の授業についてのシラバスの内容を確認した上で、授業を開始することとしている。

学習を活性化させる取り組みとしては、学生の履修相談に対応する窓口を設置したり、1年次学生が教員の研究室を訪問する「オープン・ラボ」を実施したりして、学生が相談しやすい環境作りをするとともに、アクティブ・ラーニングを導入し、講義科目で学んだ内容を実地で生かせる10人以下の少人数によるプロジェクト型学習の科目を設けている

(現代ビジネス学科)。また、教職員と学生で構成する研究組織として教育学会を設立し、共同の研究活動を推進するとともに、課外における交流と研修の機会を設けている(教育学科)。ここでは、学外講師(卒業生、現場の方々など)による講話や教育現場の視察を企画するほか、実習報告会や卒業研究発表会を開催し、全学年の学生が参加し研究活動を理解するとともに、上位学年と下位学年の学生交流によって、学習意欲の喚起を図っている。

履修指導については、入学後、大学としてのガイダンスに続き、学科・専攻ごとのガイダンスやオリエンテーションを実施し、特に教務事項について丁寧に指導することとしている。2・3・4年生についても同時期にガイダンスを行い、年度当初に学修計画を作成さ

せるとともに、履修状況について、学科会議において教員間で情報を共有し、担任・ゼミ担当・教務担当が適宜個別相談に応じる態勢を取っている。

各学科の具体的な取り組みについては、例えば、学芸学部日本文学科では、常時学科図書室を開放し、学生の発表準備やレポート作成等に役立てているほか、正課以外に年2回現役の作家を招いて特別講義を実施し、文学（研究および創作活動）への興味関心を高め、学生の自主的学習を促す取り組みを行っている。また、中学・高校国語科教員や日本語教員など、教員を目指す学生が多いので、1年次必修の「日本文化史」を中核として、プロの能楽師による特別講義や実技講座、能・文楽・歌舞伎の観劇（各1回、計3回）などからなる「伝統文化教育プログラム」を通年展開し、学生の興味関心と学習意欲を高める取り組みを行っている（実技講座のみ希望者）。さらに学生の関心が高い「日本語検定」について、大学での受検機会を作り、受検料の学生負担をなくすことで学生の学習意欲や受検意欲を高めている。3年次のゼミ配属・選択にあたっては、学科としては少人数できめ細かい教育を実現するため、学生の希望を聞きながら人数調整を行っている（最大20名程度）。また、適切な履修指導を行うために、定期的に学科会議を開催し、教務部委員やクラス担任、副手らを変え学生に関する情報を共有している。

大学院人文科学研究科・健康栄養学研究科では、大学院要覧および研究指導計画を入学時に提示し、修了までの研究指導の内容・スケジュールを明示している。また、各院生に研究計画書を毎年6月または9月に提出させ、研究科委員会にて進捗・内容の確認を行っている。（資料4-7）

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与

成績評価と単位認定については、学則および学生便覧にしたがい、適切に行われている。

各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた教育効果と授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数を計算している。単位数の基準は、講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位、実験・実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位

とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位としている。

なお、卒業論文や卒業研究、卒業制作等については、学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定めている。

履修した授業科目の成績については、科目のシラバスに明記した試験方法によって判定している。試験の方法については、学則第8条に「授業科目の学修修了の認定は試験又は論文による。ただし、実験・実習、演習および実技は平常の成績によって認定することができる。」と定めているほか、学生便覧にて筆記試験・レポート試験・口述試験・実技試験等を設定している。複数の方法による場合には、各科目のシラバスにおいて、方法ごとの配点の割合を示すとともに、授業開講の冒頭に周知を図るようにしている。

評価は、試験の点数により90～100点をS、80～89点をA、70～79点をB、60～69点をC、59点以下をDとし、60点以上のS・A・B・Cを合格とし、所定の単位を認定している。

また、成績評価の客観性と厳格性を担保するため、従来までの修得単位数による学習成果に加え、成績評価にもとづく学習評価としてGPAを導入している。S・A・B・C・Dのグレード・ポイント(GP)は、それぞれ4.0・3.0・2.0・1.0・0である。GPAの算出において、不合格科目や履修放棄をした科目を対象とすることで、適正な履修計画のもと履修科目の登録がなされることを図っている。また、教職員による履修指導や各種選考基準にも活用されている。

卒業については、学則第14条において、本学に4年以上在学し、卒業単位数を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定し卒業証書・学位記を授与としている。また、4学年に進級するためには、3学年までに所定の単位を修得すること(進級要件単位)としている。なお、卒業単位数は124単位で、学科・専攻ごとに卒業に必要な科目が区分・分野別に定められており、学則や学生便覧に明示されているほか教務ガイダンス等で周知されている。

入学以前の既修得単位の認定については、学則に従い、教育上有益と認められた時は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなし、科目ごとに読み替えて単位を認定している。また、仙台圏の大学・短期大学・高等専門学校による「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」により、他の協定締結校で提供されている授業科目を履修し、修得した場合、本学の単位として認定している。

学位授与については、4年以上の在学と卒業単位数の修得を満たすものについて、各学科で判定を行った後、教務部委員会の審議および判定、さらに教授会の議を経て学長が卒業と卒業証書・学位記の授与を決めており、学位審査の客観性と厳格性の保持に努めている。これについては、学則に定められており、責任体制と手続が明示されている。

(資料1-1、1-3、1-6、1-7、4-5)

点検・評価項目⑥：ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。



評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握および評価するための方法の開発

学生の学習成果については、各科目の成績評価、GPA、単位修得状況、各授業の出席率、就職率、授業評価アンケート、各種免許・資格の取得状況、卒業生の就職先からの意見等によって把握している。特に、授業評価アンケートでは、学習状況と成果への自己評価について学生に記述させ、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を適切に把握および評価するための判断の材料としている。学習成果の把握に関わる具体的な指標については、各学科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学位課程の特性に応じて設定され、適切な運用がなされている。その取り組みについては、以下のようになっている。(資料 4-6)

例えば、現代ビジネス学科では、科目ごとにアセスメント・テストを実施するとともに、レポートなどの課題を設定して学生の学習到達度を把握している。修学状況については、学生個々への意見聴取を随時行なっているほか、プロジェクト型学習における外部連携先の関係者にも聴取を行なうことで、学生の活動への取り組み度合いやビジネス学の知識の活用度合いについて、多方面からの評価・測定を組みあわせて適切な把握ができるよう評価体制を組んでいる。

また、学芸学部英文学科では、英語運用能力に関して、英語に関する基礎的な能力を検証するために、1年次のGT(Grammar Test)と、全学年に学内でTOEIC受験を実施している。GTは、入学前学習と連動しており、高校までの基礎力の確認と入学後の英語学習の効果を早期に確認することを目的としている。一定の点数を得られなかった学生には再試験の受講を義務づけている。TOEICに関しては、全学年に年1回の受験を義務付けており、各学年での学習効果の確認を行っている。

(資料 1-6)

点検・評価項目⑦：教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程およびその内容、方法については、毎年各学科教務担当委員を中心に、学生の成績状況や授業アンケート、各種資格取得状況、資格に関わる実習の評価、就職状況等を資料として点検をし、それをもとに科目設定のあり方を検討の上、適宜改善が図られている。今後は、GPAなどの客観的数値をもとにした学習成果の測定結果を多角的に分析し、点検・評価に活用していくことを検討する必要があると認識している。

教育課程の改定については、学科で原案作成の後、全学教務委員会の審議を経て、教授

会に上程され、協議を受けることとなっており、委員会ならびに学長、教授会がその改善・向上に責任を持って取り組む体制となっている。(資料 2-6、2-7)

## (2) 長所・特色

前回の点検・評価において課題とされたシラバスについては、全学で改善に取り組んだことで、書式ならびに内容において充実したものになっている。公開前に第三者による点検・評価を行うことで、一定の水準を確保するとともに、2016年度からは、きめ細かな作成要領を策定し、学生に対してはより分かりやすく、教員に対しては授業改善につながるものになっている。

## (3) 問題点

特になし

## (4) 全体のまとめ

本学では、教育目標のもと、ディプロマ・ポリシーの設定とそれに対応するカリキュラム・ポリシーの設定は適切に行われており、各種媒体を通じて、公表されている。授業科目については、各学位課程にふさわしいものが開設され、教育課程としての体系性も保証されるとともに、年次ごとにその内容についても検証されている。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：アドミッション・ポリシーを定め、公表しているか。

評価の視点 1：ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーの適切な設定および公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえたアドミッション・ポリシーの設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

#### 1) 3ポリシーの設定と公表

本学は、キリスト教に基づく人格教育とリベラルアーツ教育を基盤に、人類の福祉と世界の平和への貢献を目指す人材の養成を目的・使命としている。この目的を達成するために、真理への探究心が強く、自分の夢に向かってチャレンジ・スピリットを持ち、地域社会や人類全体の福祉に貢献しようとする意欲のある学生を求めている。これを踏まえ、本学ではアドミッション・ポリシーとして大学全体、各学部、各学科（教育学科においては専攻）、各研究科および専攻それぞれの水準において制定し公表している。3ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを明確に定め、そこに謳う学習成果を達成するためのカリキュラム・ポリシーを設定、さらにそれらを十分に理解し実現するために、入学者に求める能力、意欲、経験等をアドミッション・ポリシーとして定めるという構造となっている。

例えば、大学としての3ポリシーは、次の通りとなっており、上記の構造を明確に示している。

##### ○宮城学院女子大学のディプロマ・ポリシー

本学は、次のような学修成果をあげ、所定の単位を修得した者に学位を授与します。

1. 建学の精神を理解し、すべての人の人格を尊重し、人類の福祉と平和に貢献できる感性を身につけている。
2. 全学的になされた一般教育と各学部学科の特性に応じて編成された専門教育を通して、幅広い知性と教養を身につけている。
3. 社会の変化に対応しうる思考力、判断力、実践力を磨き、自立した女性として人生をひらくことができる。

##### ○宮城学院女子大学のカリキュラム・ポリシー

本学は、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するため、次のようなカリキュラムを編成します。

1. 専門の学芸と幅広い教養を培うために、専門教育と教養教育とを大きな柱とし、科目を体系的に配置している。
2. 専門教育については、専門科目を初年次から段階的に配置し、知識と技能の総合的な獲得を可能にしている。
3. 教養教育については、一般教育科目を全学年に配置し、幅広く深い教養が身につくよう配慮している。
4. 各学科の一部科目を開放科目として学科を超える履修を可能にし、多様な学びが展開できるよう配慮している。

#### ○宮城学院女子大学のアドミッション・ポリシー

本学は、次のような能力、意欲、目的意識などをもつ者を広く受け入れます。

1. 本学の学修に必要な基礎学力（基礎知識、思考力、判断力、表現力）を持っている。
2. 本学の教育方針をよく理解し、学習意欲を強く持っている。
3. 地域社会や人類全体の福祉に貢献することに意欲がある。
4. 何かに打ち込んだ経験、何かをやり遂げた経験を持ち、そのことをアピールできる。

このようなディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを設定するという構造は、学部・学科（研究科・専攻）のレベルにおいても同様となっている。例えば、教育学部教育学科健康教育専攻において、3 ポリシーは次の通りである。

#### ○教育学部教育学科健康教育専攻のディプロマ・ポリシー

本専攻は、次のような学修成果をあげ、所定の単位を修得した者に学士の学位を授与します。

1. 健康教育の専門家としての専門的な知識や技能を身につけている。
2. 専門領域だけではなく、幅広い教養も兼ね備え、専門家としての総合的な資質・力量を身につけている。
3. カリキュラム・ポリシーに基づき編成されたカリキュラムの所定の単位を修得し、卒業論文が一定の水準を満たしている。

#### ○教育学部教育学科健康教育専攻のカリキュラム・ポリシー

本専攻は、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するため、次のようなカリキュラムを編成します。

1. 健康諸科学に関する知識や技能、教師としての知識や技能を基礎から専門へと段階的に学べるようにする。
2. 理論的学びと実践的学びの両者を大切にし、実践の場で活用できる知識や技能が身につくようにする。
3. 専門とともに、一般教養科目なども広く学ぶことで、専門性・人間性の育成に資するようにする。

#### ○教育学部教育学科健康教育専攻のアドミッション・ポリシー

本専攻は、次のような能力、意欲、目的意識などをもつ者を広く受け入れます。

1. 健康諸科学に関する専門的な知識や技能、教師としての知識や技能を学び身に付けるための基礎的な学力を有している。
2. 教育という、人の成長発達を支える営み、仕事に強い関心を持っている。
3. 今日の子どもたちの抱える多様な健康課題に取り組み、子どもたちの健やかな成長と発達に寄り添っていく意欲と情熱を持っている。

大学、各学部、各学科および専攻のアドミッション・ポリシーは、4 学部 9 学科体制とした 2016 年度入試以降、ウェブサイト、大学要覧、学生募集要項等において公表している。また、年 4 回から 5 回開催されるオープンキャンパス時の全体説明会、入試説明会、教員による面談や進学説明会での相談等、高校進路指導者向けの説明会においても周知に

努めている。とくに AO 入試の実施においては、募集要項においてアドミッション・ポリシー以外に、より具体的でかつ平易な文章で、大学および AO 入試実施学科（専攻を含む）の求める学生像について説明している。

以上より、アドミッション・ポリシーの明確化と周知は適切になされている。

また、AO 入試、推薦入試において、英文学科の面接試験では、英会話の能力を評価しているが、入試ガイドブックには「英語によるコミュニケーションの力を試みますので、英会話の訓練に力を入れておきましょう」と入試ガイドブックで公表している。このように、入学前の学習歴、学力水準、入学者に求める水準の判定方法についても、募集要項、ウェブサイト、大学説明会、オープンキャンパスにおいて、公表・説明を行っている。

（資料 1-5、5-1、5-2 <http://www.mgu.ac.jp/main/about/admission/index.html>、

4-2 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/graduate/index.html>、

4-3 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/graduate/gsf/index.html>）

点検・評価項目②：アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：アドミッション・ポリシーに基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集については、アドミッションポリシーに基づき、学長を中心に学長戦略室、入試センター、教職員によって構成される広報タスクフォースにおいて訴求する事項を定め、高校生、保護者、高校教員などに適した情報伝達を目指している。TV、インターネットを通じた広告、大学案内等募集関係印刷物や新聞・雑誌、ウェブサイト等による広く社会に向けた告知は広報タスクフォースが、オープンキャンパスおよび進学相談会等の各種イベント、高等学校訪問等による接触型広報は、入試センターが展開している。

アドミッション・ポリシーを踏まえ、入試別入学者選抜方法（試験科目等）を決定し、入学試験を実施している。入学試験制度は、「一般入試」「特別入試」「推薦入試」に区分し、入学定員の約 5 割を一般入試で募集しており、残りの約 5 割を特別入試と推薦入試で募集している。特別入試は、アドミッションズ・オフィス（AO）入試、帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試などを設け、多様な価値観や学習履歴を持った学生を受け入れている。なお、特別入試において、AO 入試以外は制度別定員を設けていない。さらに 3 年次に入学する編入学試験なども実施している。これら特別入学試験の各試験要項はウェブサイト上にも公表している。（資料 5-3 <http://www.mgu.ac.jp/main/entrance/index.html>、5-4）

本学は 2016 年度より、4 学部 9 学科体制となり、学科ごとの入学定員をもとに、多様な入学試験を実施している。なお、教育学科における幼児教育専攻、児童教育専攻、健康

教育専攻の3専攻においても各入試制度別定員を設け、専攻ごとに合否判定を行っている。2014年度から実施を開始したAO入試は、2018年度入試では食品栄養学科を除くすべての学科で実施している。本学で勉学することを強く希望する受験生を対象とし、本学および各学科のアドミッション・ポリシーをよく理解し、学科が求める学生像に当てはまる受験生、自己表現力やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力に秀でた者、高等学校でのクラブ活動やボランティア活動、その他の社会的活動に積極的に取り組み、学科での学びを活性化しうる受験生を求めている。また、要項には本学のアドミッション・ポリシーと各学科が求める学生像を十分に理解した上で、出願するよう明記している。選考方法は各学科のアドミッション・ポリシーに基づき設計された、論述試験、課題提出、面接評価を一次選考として学習意欲などを評価し、二次選考では小論文、論述試験、プレゼンテーション、面接で基礎学力ならびに思考力、コミュニケーション能力などを評価している。合否判定は、一次選考および二次選考における評価成績を基に行っている。

推薦入試は、公募制推薦入試、および指定校推薦入試（併設校の推薦入試を含む）とも、調査書・面接・小論文で選考を実施し、調査書においては高校在学時の成績を評価し、また、生徒の活動を点検している。小論文においては各学科が作成したものを利用し、学科が求めるアドミッション・ポリシーへの合致性と思考力・判断力などの学力を判定し、面接においては学習意欲、コミュニケーション能力を判定評価している。また、書類選考は、調査書の評定値を重視し、原則として、書類選考30%、小論文（音楽科の場合は専門試験）50%、面接は20%に換算し、それらの総合点で選考することを公表している。

一般入試は、学科併願を可とする3科目入試であるA日程前期入試、学科のアドミッション・ポリシーに強く関連する2科目を指定した、学科特化のA日程後期入試、基礎学力だけではなく、思考力および判断力を評価することを目的とした2種類の小論文（文章読解型、資料解析型）と基礎科目を組み合わせたB日程入試（食品栄養学科は理科と書類、音楽科は実技試験と面接）、そして大学入試センター試験を利用した入試（A日程、B日程、C日程）を実施している。大学入試センター試験を利用した入学者の選抜は、大学入試センター試験の結果に基づいて行い、音楽科以外の学科については個別学力検査を行っていない。音楽科については、大学入試センター試験の結果と本学独自に行う音楽科専門試験の成績を合わせて選抜を行っている。

本学では、上記のように募集方法と入学者選抜方法を多様化させながら、例えば推薦入試においても、学科の専門性を踏まえた小論文や実技試験（音楽科）を課すなど、一定の知識・学力・技能等をもって入学者を選抜するという方針を堅持しており、そうした募集方法・選抜方法を適切なものと考えている。

入試問題の作成・管理は、入試センターにおける出題採点運営委員会が管掌している。作題は専任教員が担い、学習指導要領との整合性や本学のアドミッション・ポリシーに合致した出題となっているかを点検している。AO入試および推薦入試の選考については、複数の選考委員によって書類審査・面接が行われ、適切な選考が行われている。各学科より提出された小論文および面接評価採点結果をもとに合否判定資料を作成し、この資料に基づき、合否判定会議が合否判定議案を作成し、教授会の議を経て決定している。一般入試の合格者の決定にあたっては、入試センターにおいて複数回の確認を経て電算処理されたデータをもとに、受験生の得点分布の状況や過去の入学手続率等に基づいて合格者目安数案等の合否判定資料を作成し、これらの合否判定資料をもとに、合否判定会議が合否判

定議案を作成し、教授会の議を経て決定しており、公平性と透明性を確保している。

本学ではこのように、入学者選抜に際し、常に原則の確認に始まり、原則に従った判定を行うことが教授会のルールとして確立しており、入学者選抜における透明性が確保されている。

障がいのある学生の受け入れについては、募集要項内に「受験時の特別配慮について」の項を設け、受験上の特別な配慮を必要とする場合は、出願前に入試センターに相談の上、申請するよう、告知している。なお、申請に、①特別配慮願（本学所定様式）、②障がい・疾病の状況がわかるものの写し（医師の診断書など、③高等学校の所見の3種の書類提出を求めて対応している。また、この申請は受験時における特別な配慮措置を目的とするものであり、試験の可否結果には一切関係していないことを明記するとともに、修学上の配慮については、合格発表後に相談するよう告知している。入学後も配慮が必要と考えられる場合は、学修や学生生活に関係する部署の事務職員も事情を共有し、スムーズな受け入れにつなげている。このように、身体に障がいのある者に対しても、公平な受験機会を確保する対応をとっている。（資料 2-8、5-1）

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

< 学士課程 >

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

< 修士課程 >

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

大学全体の入学定員に対する入学者数比率は、2013年度では1.01、2014年度では0.92、2015年度では0.90となっていた。定員を充足しない状態を改善するために、改組によって2015年度までの1学部10学科の体制から2016年度より4学部9学科構成となった。改組前の定員は755名、改組後の定員は750名である。改組後は、2016年度では1.02、2017年度では1.06となっており、適正な比率の保持を実現したことにより、適正な入学定員の管理を行っているといえる。大学全体の収容定員に対する在籍学生数比率においても、2013年度から2015年度までは、1.01、0.92、0.90と下降傾向がみられたが、改組後2016年度および2017年度は、0.96、0.98と推移しており、改組により、適正な比率となった。

学科ごとの入学者数比率を見ると、例えば2016年度に新設した現代ビジネス学部現代ビジネス学科においては、定員95名に対する入学者数比率は、2016年度では1.00、2017年度では1.09である。

学芸学部英文学科の過去5年間の入学定員は、改組前が90名、改組後が70名である。入学定員に対する入学者数比率は、2013年度では1.02、2014年度では0.89、2015年度

では 0.98 となっている。改組後においては、2016 年度では 0.96、2017 年度では 1.13 となっている。2014 年度に定員を下回ったものの、改組に伴う定員減により、入学者比率を適正な範囲に戻すことができた。2013 年度以降の収容定員に対する在籍学生数比率においても、1.03、0.92、0.92、0.95、1.01 と改組後に回復しており、改組に伴う定員変更により適正な入学定員の管理を行うことができている。

学芸学部日本文学科の過去 5 年間の定員は 100 名である。入学定員に対する入学者数比率は、2013 年度では 1.12、2014 年度では 0.97、2015 年度では 0.80 となっていた。改組後は、2016 年度では 1.10、2017 年度では 1.12 となっている。2015 年度に大きく定員を下回ったものの、学部改組を契機としたカリキュラムの見直しに加え、文系回帰の外的要因も加わり、入学者数を適正に管理しているといえる。収容定員に対する在籍学生比率においても、改組後の 2016 年度および 2017 年度では 1.01、1.01 と、収容定員に対する在籍学生数が適正に保たれている。

一方、学芸学部人間文化学科および学芸学部音楽科においては、収容定員に対する在籍学生数の未充足が続いている。人間文化学科における収容定員に対する在籍学生比率は 2013 年度以降、0.92、0.82、0.64、0.68、0.74 と推移しており、いずれの年度も未充足である。音楽科における収容定員に対する在籍学生比率は 2013 年度以降 0.82、0.76、0.73、0.73、0.73 と推移しており、いずれの年度も充足していない。2016 年度の改組において定員変更（人間文化学科：90 名から 70 名への変更、音楽科：35 名から 25 名への変更）を行っており、多少の改善は見られたものの、未充足の状態から脱するには至っていない。抜本的対応が必要と考え、現在、学長戦略室会議において検討が進められている。

なお、本学は編入学定員を設けていないため、編入学定員に対する編入学生数比率は求めることができない。

大学院の収容定員に対する在籍学生比率（過去 5 ヶ年度の平均値）は、人文科学研究科英語・英米文学専攻で 0.13、日本語・日本文学専攻で 0.48、人間文化学専攻 0.73、生活文化デザイン学専攻 0.05、健康栄養学研究科健康栄養学専攻 1.33 となっている。健康栄養学専攻の数値が若干高めだが、これは長期履修制度を利用して学ぶ現職社会人などがいるためであり、同研究科にあっては入学定員の管理は適正に管理されているといえる。他方、人文科学研究科は学生確保に苦慮しており、過去 5 年間の平均値は全体で 0.34、特に英語・英米文学専攻と生活文化デザイン学専攻は定員未充足の状態が常態化している。以上のことから、人文科学研究科の入学定員・収容定員は適切に設定されているとはいえない。抜本的な対応が必要である。

（大学基礎データ表 2、表 3）

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上



入試制度を管掌する学内組織である入試センターは、2016年度より定期的に（毎年5月）、入試制度別の在学生の成績を検証している。（資料5-5）

入試制度別の退学者数、休学者数、成績平均点（GPA）などを調査している。併設校からの入学者の成績平均点が低く、さらに国家試験（管理栄養士）の合格率が低いことが分かり、入学前教育の充実を図るよう、高大連携の強化に努めている。また、AO入試入学者の成績平均点が低い傾向にあるものの、AO入試導入からの期間が浅く、データが少ないため、継続してデータを検証することとしている。検証後、AO入試の実施内容、定員数、合否判定基準などを見直すこととする。

## （2）長所・特色

本学は、改組後4学部にも多様な9学科を擁することで、社会・経済状況等の変動による志願者動向の影響を直接受けにくい構造になっている。こうしたリスク分散型学科構成は、入学定員・収容定員の確保に相当のメリットが認められる。入試広報上、志願者に対して学科の特性と差異が説明しやすくなった。その結果、志願者の側のミスマッチも防ぐことができるかと思われる。本学では、受験生の多様な志向とニーズに応え、推薦入試、一般入試、センター利用入試を設定し、また一般入試もA日程（前期・後期）は教科目試験、B日程は小論文を加えた科目試験と、多種多様な学力を測定する入学試験を組み合わせている。これによって、アドミッション・ポリシーに見合うバランスのとれた入学者の確保に成功している。

## （3）問題点

改組後、2年を経過しているが、改組対象としなかった学芸学部人間文化学科および音楽科の定員確保が困難な状況にある。音楽科は持ち直しの傾向がみられるが、人間文化学科については、緊急の対策が必要な状況であると判断している。現在の社会のニーズを再度検証し、抜本的な改革に向けて全学的に検討を進めている。また、生活科学部の食品栄養学科および生活文化デザイン学科においては全国的な家政系学科の不人気傾向を反映し、志願者減が継続している。入学者数や在学者数のデータの上では顕在化していないが、定員や入学者数の適正な管理のために、キャリアデザインに関わる高大連携事業を展開するなどの方策を講じ、志願者数低下に歯止めをかけたい。

## （4）全体のまとめ

改組前、定員確保が難しかった学科において、カリキュラム変更、定員変更などを行い、一部の学科を除き、志願者は減少傾向にあるものの、入学者数は堅調に推移している。新学部においても2年間は適切に入学生を受け入れている。しかし、入試合否判定における合否ラインの低下が継続している学科もあり、入学後の初年次教育等を充実させ、多様な学生に丁寧に教育することが、ディプロマ・ポリシーに沿うことになる。

2021年度以降は次期学習指導要領で学んだ生徒が大学受験することとなる。学力の三要素について、外部検定試験も加え、科目試験、面接、プレゼンテーション、高校在学時の

活動の評価などを多面的に評価する試験制度を整備することを今後進めていく。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の求める教員像は、建学の精神である「福音主義キリスト教の精神に基づいて学校教育を行い、神を畏れ敬い、自由かつ謙虚に真理を探究し、隣人愛に立ってすべての人の人格を尊重し、人類の福祉と世界の平和に貢献する女性を育成すること」を理解し、学部・学科それぞれの教育研究上の目的および養成する人材ならびに教育課程編成の考え方を踏まえたうえで、これらの目的を達成できるよう学生への教育指導および研究活動を推進し、質の維持向上を目指す人材である。（資料6-1）

このような人材について、3つのポリシーの下、受け入れた学生に対して一般的教養を基盤にそれぞれの学科の専門的知識・技能を修得させることを目指し、それにふさわしい教員を配置するべく人事計画および人事審査を実施している。

各学科の教員は、収容定員に応じ、大学設置基準により定められた教員数をもとに基準を満たすように配置されている。さらに、教員養成課程など資格取得のための課程を有する学科については、教育職員免許法など関係法令に定められた教員数を必要に応じて追加し、配置している。また、教員組織の編成は学部・学科の設置の趣旨や本学に求められる学生のニーズに応えるべく、全学的視点で教育課程上、専任教員を配置することが優先される分野から教員を充足してゆくため、5年間の中期人事計画を策定し、それを基に毎年度の人事採用計画を策定することを原則としてきた。近年、学生のニーズは多様化しており、そのニーズに応えることのできる教育研究能力を持つ人員の獲得を公募により目指しているが、特に外国人の語学担当者、資格取得のための課程関係などで実務経歴が求められる場合、あるいは学部・学科設置認可申請等により確実に人員を採用することが求められる場合などについて、公募での採用が困難である場合も多く、その際には特任教員等任期を定めた教員をもって編成している。「宮城学院女子大学期間を定めて任用する教員に関する規程」に則り、特任教員・客員教員・特命教員の範疇を定め、教員組織の編成をより柔軟に運用できるように心掛けている。特任教員は研究費、研究室、授業担当などにおいては、専任教員と同等であるが、役職等の免除など、負担を軽減している。（資料6-2）

また、大学院2研究科については、各研究科および専攻ごとの設置の趣旨、カリキュラム、また大学院生のニーズなどに基づいて担当教員を配置。場合によっては特任教員の協力も得ながら、教育内容の充実に努めている。院生に対する教育と指導は複数担当制を採用し、正・副指導教員が連携を取り合って修論指導を行っている。

毎年度の人事採用計画の策定は、上述の中期人事計画に基づいて行われるが、その際には、科目担当能力を担保する専門領域・学歴・必要とされる研究業績等を明記するとともに、資格等に係る採用案件の場合、必要とされる経験・経歴等の明示も行っている。

研究業績審査に係る業績は、応募者自身が採用条件に合致すると考える主要業績 5 点を対象としており、このため、採用条件には原則として年齢制限を付してはいないが、経歴年数による研究業績の多寡に左右されず、高い研究能力を有する若手の人材も確保でき、各学科の年齢構成上のバランスをとることに寄与している。また、教員の年齢構成上のバランスをとるために、年齢の若い教員採用の必要性が高い場合には、改正「雇用対策法」第 10 条の例外事由の「省令 3 号のイ」に基づく制限年齢を設けることもある。

各学科において、定期的に学科会議を開催して必要な連絡調整を行うとともに、学科に共通する課題に関しては、教務部委員会を通して連絡調整が行われている。専任教員については、日常的に必要な話し合いが行われることもあり、特に問題なく機能していると考えられる。一方、兼任教員については、担当依頼時に必要な連絡を行うとともに、年度末に、次年度に委嘱する兼任教員と教務部長との懇談会を開催し、教育目標の共有化を図る機会を設けている。現在、本学では教育研究支援のために、助手、副手、および TA 等が配置されている。学科の事務および教務補助にあたる教育支援職員として、原則的には 1 学科 1~2 名の副手を配置しており、さらに補助を担当する授業との関わり、あるいは法令等に基づき、必要に応じてこれを超える人数の副手あるいは助手を配置している。

その結果、食品栄養学科は厚生労働省が定める「管理栄養士学校指定規則」と教育課程の運営上から、7 名の助手（内 1 名は臨時）を、教育学科では 4 名の副手と 2 名の助手（2 名とも臨時）を置いている。（大学基礎データ表 1）

副手および助手の業務としては、すべての副手および助手によって共通に担われる学科運営に係る一般的な業務、および教務上の補助のほかに、食品栄養学科、教育学科幼児教育専攻および児童教育専攻では、実験・実習・演習などを直接指導または補助する業務があり、必要な人数の助手を配置し、このような補助業務を行っている。また、生活文化デザイン学科でも建築系の実験・実習の補助のために、副手に加え、実験・実習系授業補助員を配置している。

実験・実習等、授業において直接補助・支援にあたらない場合でも、学科の情報機器の日常の管理や、学生が使用する際の指導、教員との連絡などに副手があたっており、円滑な教育指導の実現に有効に機能している。

この他の教育支援職員としては、複数学科において TA が補助業務を担当している。（資料 6-3）

教育支援のために配置されている助手、副手および TA は、学科長および担当教員の指導のもとで補助業務にあたっており、その準備業務も含めて連携・協力体制は整っており、適切に機能している。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点 1：大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編成のための措置

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は

助教) の適正な配置

- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置 (国際性、男女比等も含む)
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3 : 学士課程における教養教育の運営体制

各学科の教員は、収容定員に応じ、大学設置基準により定められた教員数をもとに基準を満たすことを前提に適切に配置している。さらに、教員養成課程など資格取得のための課程を有する学科については、教育職員免許法など関係法令に定められた教員数を必要に応じて追加している。また、教員組織の編成は学部・学科の設置の趣旨や本学に求められる学生のニーズに応えるべく、全学的視点で教育課程上、専任教員を配置することが優先される分野から教員を充足してゆくため、年齢構成の推移等を踏まえ、5 年間の中期人事計画を策定し、それに基に毎年度の人事採用計画を策定している。中期人事計画に基づき策定される採用人事計画は、毎年度、学長戦略室会議において教育課程運営上の必要性等の基準によって審議され、学長連絡会議を経て、教授会に上程される。採用条件は、担当予定科目との対応によって、専攻分野、経歴および業績等を決めており、授業科目担当の適切性がとくに重視されている。大学院 2 研究科は各研究科および専攻ごとの設置の趣旨、カリキュラム、また大学院生のニーズなどに基づいて担当教員を配置している。基礎学科等学部の教員を新たに大学院担当とする場合は、大学院の人事関係規程に則り、それぞれの研究科を構成する教員が全員参加する研究科委員会において改めて厳正な資格審査を行い、教員配置の適切性を確認している。

教員の授業担当負担については、週 5 コマを責任担当時間 (以下、ノルマという) として設定し、ノルマを超える場合は非常勤講師を導入し負担軽減に努める他、増担手当の支給を行っており、適切な配慮を行っている。

本学の教養教育は、一般教育部が担っている。一般教育部は専門教育を行う学部・学科とは独立した組織で、人文科学、社会科学、自然科学、語学等の専任教員 12 名によって構成する。この体制によって、本学学生にバランスのとれた教養教育を行うために設置したカリキュラムの運営に当たっている。

(資料 3-7 <http://www.mgu.ac.jp/main/departments/ge/index.html>、

大学基礎データ表 1、表 4、表 5)

点検・評価項目③ : 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1 : 教員の職位 (教授、准教授、助教等) ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続の設定と規程の整備

評価の視点 2 : 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

学長連絡会議が、募集・採用・昇任にかかわる一切を、諸規程に基づき行っている。学

長連絡会議は、学長、副学長、宗教センター長、各学部長、各研究科長、特定部長、学長戦略室長、一般教育部長、大学事務部長、各大学事務部部次長により構成する。

採用・昇任などの案件ごとに「宮城学院女子大学教授会採用人事および昇任人事に関する規程」に則り、前述の委員で構成される人事審査委員会を設置し、審査を付託して可否を審議する。

人事審査委員会は、応募者の研究業績および提出された資料類をもとに選考審査を行い、最終的な結論については委員の3分の2以上の賛成に基づき、教授会に提案するための報告書を作成する。学長連絡会議は、人事審査委員会の行うその手続き、基準の適用、報告書について確認・点検することを主要な役割とする。教授会には、学長連絡会議が報告文書を提出し、人事審査委員会代表が推薦理由を明示して採用候補者の提案を行う。教授会は報告内容を審議し、これを重要事項として扱い、無記名投票による3分の2以上の賛成によって決する。(資料 6-4)

本学の教員採用は、原則的に公募で行っている。大学院や学科新設のため、あるいは特定資格のための科目担当などの必要から契約教授を採用する場合には、それぞれの任用基準に従い、学内推薦によって採用することがあるが、それ以外の専任教員はすべて公募による。情実を排し、慎重な審議と公正な手続きによって優れた人材を採用し、本学の教育研究水準を高めるため、その充実発展がはかられてきた。全国の多様な大学・大学院の出身者が採用されている現状を見ても、公募による教員採用が、本学の教育研究水準の維持・向上に果たしてきた役割が見て取れる。

採用実績を表1に示すが、応募者が少ない時には採用に至らない場合もあるが、ほとんどの案件で、有為な人材が得られており、本学において公募は定着し、適切に運用されている。

表1 「2013年度～2017年度の人事採用に関する事項」

年度	主な担当予定科目名	応募者数	採用 (○) 不採用 (×)	募集方法
2013	「キリスト教学」(一般教育科)	4	×	公募
	「応用言語学あるいは英語教育学」(英文学科)	1	○	学内公募 (一号特任)
	「看護学」(食品栄養学科)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「教育学(理科)」(児童教育学科)	11	○	公募
	「特別支援教育」(児童教育学科)	1	○	学内公募 (一号特任)
	「日本文化論」(日本文学科)	28	○	公募
	「教職センター主任」 (2015年4月1日採用)	1	○	学内推薦 (一号特任)
2014	「管弦楽・指揮」(音楽科)	9	○	公募 (一号特任)
	「建築環境学」(生活文化デザイン学科)	2	○	公募
	「公衆栄養学」(食品栄養学科)	2	×	公募
	「公衆栄養学」(食品栄養学科) 再募集 (2016年4月1日採用)	1	○	公募
	「女性学」(一般教育科)	13	○	公募

	「経営学」(現代ビジネス学科)	7	×	公募
	「マーケティング」(現代ビジネス学科) (2015年4月1日採用)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「保健体育」(教育学科) テニユアトラック (2015年10月1日採用)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「地域産業」(現代ビジネス学科) (2016年4月1日採用) 設置委員会推薦	1	○	学内推薦
	「観光ビジネス」(現代ビジネス学科) (2016年4月1日採用) 設置委員会推薦	1	○	学内推薦
	「会計」(現代ビジネス学科) (2016年4月1日採用)	1	○	学内推薦
	「経営学」(現代ビジネス学科) (2016年4月1日採用)	1	○	学内推薦 (特命教員)
	「ビジネスデータ分析(マーケティング)」(現代ビジネス学科) (2016年4月1日採用)	1	○	学内推薦
	「保育原理」(教育学科) (2016年4月1日採用・テニユアトラック)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「教育実践」(教育学科) (2016年4月1日採用)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「特別支援」(教育学科) (2016年4月1日採用)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「小児体育」(教育学科) (2016年4月1日採用)	1	○	学内推薦 (一号特任)
2015	「キリスト教学」(一般教育科)	2	×	公募
	「応用言語あるいは英語教育学」(英文学科)	7	○	公募 (一号特任)
	「中古文学」(日本文学科)	5	○	公募
	「建築デザイン・建築実務設計」(生活文化デザイン学科)	1	○	学内公募 (一号特任)
	「管楽器(クラリネット)」(音楽科)	1	○	学内推薦 (二号特任)
「社会心理学」(心理行動科学科) テニユアトラック	10	×	公募 (一号特任)	
2016	「社会福祉学」(教育学科) テニユアトラック	2	○	公募 (一号特任)
	「キリスト教学」(一般教育部)	8	○	公募
	「ピアノ実技」(音楽科)	7	○	公募 (一号特任)
	「家族社会学」(生活文化デザイン学科)	11	○	公募
	「基礎栄養学」(食品栄養学科)	1	○	公募
	「特別支援室主任」(特命教員)	1	○	学内公募
	「社会心理学」(心理行動科学科) (2016年10月1日採用・テニユアトラック)	6	○	公募 (一号特任)
「図書館情報学」(一般教育部)	1	○	学科推薦 (二号特任)	
2017	「マーケティング」(現代ビジネス学科)	1	×	公募 (一号特任)
	「応用言語学あるいは英語教育学」(英文学科)	1	○	学内推薦 (一号特任)
	「教育学」(教育学科)	17	○	公募
	「学生相談室主任」(学生相談・特別支援センター)	1	○	学内公募 (一号特任)
	「マーケティング」(現代ビジネス学科)	10	○	公募
	「健康スポーツ科学」(教育学科)	6	○	公募 (一号特任)

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教員と職員から構成されるFD推進委員会（資料 2-7）のもと、FD/SD 研修会として、毎月定例で開催されている。

その内容は、学内の教職員からの実践報告や課題提起、委員会・センターからの事案報告やケーススタディーのほか、学外の FD 研究組織からの講話や大学間連携による研究報告などからなり、研修内容は、教員の授業実践や学生指導、大学業務等の改善に生かされている。

2016～2017 年度の FD/SD 研修会については、表 2 のとおり開催されたが、FD 推進委員会の研修会設定の工夫もあり、比較的高い参加率を得ており、また、継続的に課題設定されているものもあり、恒常的な教職員の資質向上や教員組織の改善に寄与していると考えられる。

今後は、授業実践に関わる課題設定を増やし、教育内容の改善につなげていくとともに、大学の将来展望を含めた課題についても検討の対象とし、大学教職員としてのさらなる資質向上を図っていくことを計画していくことが必要と考える。

表 2 「FD/SD 研修会」実施状況

2016 年度	第 1 回（2016 年 6 月 7 日） 「宮城学院女子大学の授業評価制度の現状と課題」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）
	第 2 回（2016 年 7 月 6 日） ①「2015 年度個別授業評価 教員所属学科別平均データの分析」 ②「COC+に係る FD 研修会」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）
	第 3 回（2016 年 8 月 3 日） 「『教育の質保証』実践セミナー報告」 講師：小羽田 誠治（一般教育部教授）
	第 4 回（2016 年 9 月 21 日） 「発達障害のある学生について」 講師：梅田 真理（教育学科教授・特別支援室主任）
	第 5 回（2016 年 10 月 19 日） 「インターネットの危険と対策 ソーシャルネットワーク（SNS）に潜むトラブルを未然に防ぐために」 講師：齋藤 二郎（株式会社ジャテックス）
	第 6 回（2016 年 11 月 16 日） 「他大学の教育改革事例に学ぶ：共愛学園前橋国際大学」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）
	第 7 回（2016 年 12 月 14 日） ①「聴覚障害や視覚障害等の特別支援について」 講師：梅田 真理（教育学科教授・特別支援室主任） ②「精神障害の特別支援について」 講師：小柴 孝子（一般教育部准教授・学生相談室主任）
	第 8 回（2017 年 1 月 25 日） 「FD ネットワーク “つばさ”について」 講師：小田 隆治（山形大学地域教育文化学部教授）



	第 9 回 (2017 年 2 月 9 日) 「三つのポリシーの策定・公表の義務化 (研修会報告)」 講師: 丹野 久美子 (食品栄養学科准教授)
	第 10 回 (2017 年 2 月 22 日) 「志願者確保のための心理行動科学科の取り組み」 講師: 木野 和代 (心理行動科学科教授)
	第 11 回 (2017 年 3 月 11 日) 「現代ビジネス学科での 1 年～『現代ビジネス基礎Ⅲ』を通して～」 講師: 渡部 順一 (現代ビジネス学科教授)
2017 年度	第 1 回 (2017 年 5 月 17 日) 「2016 年度の FD/SD 活動を振り返って～各種アンケート結果の報告を中心に～」 講師: 友野 隆成 (心理行動科学科准教授)
	第 2 回 (2017 年 6 月 14 日) 「本学を取り巻く厳しい現状について」 講師: 大橋 智樹 (心理行動科学科教授)
	第 3 回 (2017 年 7 月 12 日) 「障害のある学生への理解と支援—受け入れ体制の整備—」 講師: 金 彦志 (特別支援室主任)
	第 4 回 (2017 年 8 月 2 日) 「COC+事業の進捗報告と事業計画について」 講師: 高橋 美和 (東北学院大学地域協働教育推進機構特任助教)
	第 5 回 (2017 年 9 月 20 日) 「学生主体の授業デザイン～一般教育科目「基礎演習」を例に～」 講師: 間瀬 幸江 (一般教育部准教授)
	第 6 回 (2017 年 10 月 18 日) 「発達障害のある学生の理解と支援」 講師: 金 彦志 (特別支援室主任)
	第 7 回 (2017 年 11 月 15 日) 「海外研修の課題」 講師: 市野澤 潤平 (現代ビジネス学科教授)
	第 8 回 (2017 年 12 月 13 日) 「2018 年度シラバスについて - 変更点を中心に -」 講師: 教務センター担当職員 (桜井由美大学事務部部次長、岡田康教務担当)
	第 9 回 (2018 年 1 月 17 日) 「外国人留学生を戦略的に募集する」 講師: 青木 麻紀 (日本国際教育推進協会理事)
	第 10 回 (2018 年 3 月 2 日) 「授業評価アンケートについて」 講師: 小田 隆治氏 (山形大学教育開発連携支援センターFD 支援部門長・教授)
	第 11 回 (2018 年 3 月 10 日) 「COC+単位互換科目の履修生募集に関する教職員向け説明会」 講師: 松崎 光弘 (東北学院大学地域協働教育推進機構特任教授)

点検・評価項目⑤: 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は数年ごとに更新する中期人事計画に基づいて教員組織の適切性をはかってきた。しかし、2016 年度に行った大規模な学部・学科再編を踏まえて 2014 年度に当時の中期人事計画を凍結して以来、新たな中期人事計画を立案してこなかった。

2016 年度に開設した現代ビジネス学部、教育学部、生活科学部の 3 学部については、

2019年度の完成年度までの間において、履行計画を着実に実行していくこととしている。これまでの間に、計画外の退職によって教員補充が必要になったケースでは、設置の際に文部科学省から受けていた年齢構成に関わる指摘について改善し、適切な教員組織になるように取り組んできた。一方、学芸学部においては、現在2020年度を目途に学部・学科改組を検討中であるため、設置基準上必須の教員が退職した場合に補充を実施するにとどめている。

この学部・学科改組においては、2016年度に新設した3学部を含む全学的な改組も検討中であり、それらを含めて15年程度先を見据えた長期ビジョンと5年程度ごとに更新するの中期人事計画を策定することになる。

したがって、2018年度中にも決定する2020年度以降の学部・学科改組計画に基づいた長期ビジョンと中期人事計画に基づき、2020年度以降の点検・評価を実施し、それらの結果を踏まえた改善・向上を行っていくことになる。

## (2) 長所・特色

教員組織にかかわる本学の長所・特色は、女性教員率の高さにある。2017年度当初の時点で専任教員の女性教員比率は35.45%で、国立大学協会が目指す17%をはるかに超えるだけでなく、私立大学の平均(25.20%)も超え、高い水準にある。さらに、これらの教員を性別や職位によって役職者への登用を排除しない仕組みをもっていることも長所・特色の一つといえよう。副学長のうち一人を女性に限定する制度となっていることもあいまって、部局長会議に相当する学長連絡会議における女性比率も30%(6人/18人)と高い。

このように、女性の教員が多いことや、性別や職位に関係なく役職に就けることが、本学の強みであると考えられる。

## (3) 問題点

上述のように、現在は中期的視点に立った計画的な採用計画に基づいて教員組織が構成されていないことが問題点である。長期ビジョンおよび中期人事計画の策定までの間は、設置基準上必須の教員の退職の補充をすることとしているが、その結果として、一部の専任教員の担当授業数が過多である現状もある。これらを改善することなどを目的として、カリキュラムを見直して授業科目数の削減を目指すことや、専任教員の担当授業数に上限を設ける制度などの検討を進めているところである。

## (4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく人材の育成を達成すべく、大学設置基準により定められた教員数をもとに各教育課程に応じて適切に教員を配置してきた。教員の募集、採用、昇任については、諸規定に基づき、慎重な審議と公正な手続きをもって実施している。

また、本学ではファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を、FD/SD研修会として、毎月定例で開催しており、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に努めている。

現在、本学は2016年度に行った大規模な学部・学科再編を踏まえて2014年度に当時の

中期人事計画を凍結し、設置計画を着実に履行しているが、今後については 2018 年度中に決定する 2020 年度以降の学部・学科改組計画に基づいた長期ビジョンと中期人事計画に基づき、2020 年度以降の点検・評価を実施し、それらの結果を踏まえた改善・向上を行っていくことになる。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学院は2011年度に宮城学院中期計画大綱を定め、2011年度から2020年度までの10年間を展望し、宮城学院が目指すべき将来像の実現に向けて、具体的な取り組み課題と行動指針を示している。加えて、年度ごとに事業計画を策定し、当該年度に行うべき具体的な行動計画を定めている。

宮城学院中期計画大綱においては、学生支援の充実として、イ) 学生の学習・課外活動等に対する支援強化、ロ) キャリアサポート・就職支援の充実、ハ) 学生相談体制の整備・充実、ニ) 奨学金制度の拡充、ホ) IT環境の整備・充実に掲げている。これらの方針を基礎としながらも、各年度の事業計画では、学内外のニーズや入学者の傾向等を考慮し、大綱策定後の様々な問題に柔軟かつ適切に対応している。具体的な施策は、「宮城学院報」やウェブサイトで確認することができる。

以上のことから、本学は学生支援に関する大学としての方針を明示していると言える。(資料 7-1、7-2)

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備  
評価の視点 2：学生の学習・課外活動等に対する支援  
評価の視点 3：キャリアサポート・就職支援の充実  
評価の視点 4：学生相談体制の整備・充実  
評価の視点 5：奨学金制度の拡充  
評価の視点 6：IT環境の整備・充実

本学では、学生支援の体制として、修学支援、生活支援、進路支援に対応する教務センター、学生生活センター、キャリア支援センターの3センターを設置している。各センターは、センター運営のため委員会およびその下に小委員会を設置し、案件ごとにきめ細やかな対応ができる体制を取っている。(資料 2-7、2-9、2-12)

例えば、学生生活センターでは、運営組織として学生部長、委員、事務職員で構成する学生部委員会を置き、その下部組織として学友会支援委員会、奨学金等運営委員会、学寮運営委員会を設置している。

加えて、学生の体と心の健康をサポートする部門として、保健センター、学生相談・特

別支援センターを、ボランティア等の正課外活動を支援するための部門として社会連携センターを設置し、近年の学生像の多様化や地域社会との連携に対応している。(資料 7-3、7-4、2-11)

学生の学習・課外活動等に対する支援としては、学生の自主活動や地域社会・企業との連携などを通して、学生と社会が繋がる場の創出や支援を行うためのリエゾン・アクション・センター(MG-LAC)を設置し、大学での学びを生かした社会貢献の実践機会を学生に提供するとともに、学生が活動を行う上での相談などに対応できる担当教員を配置し、物心両面から学生の活動を支える体制を整えている。近年では、連携先の増加により活動の機会が拡大していることや地域からの要請を受ける機会も多くなっていることから学生の自主活動の活発化が進み、地域社会への貢献がより推し進められている。

キャリアサポート・就職支援の充実については、2016年度より、これまで学生部委員会担当であったキャリア教育や就職支援をキャリア支援センターとして独立させ、就職支援を強化するとともに、生涯にわたるライフキャリア・デザインのサポートを充実させられるような体制とした。

学生相談体制の整備・充実では、2016年度より、保健センター、学生相談室に加えて、新たに「合理的配慮」を必要とする学生のための特別支援室を設置し、障害のある学生に対して、よりきめ細かい支援を行える体制とした。

奨学金制度の拡充は、本学独自の奨学金である宮城学院奨学会奨学金(給付・貸与)の拡充を進め、2011年度において全学給付8名、貸与27名であった枠を2017年度時点において全学給付21名、半額給付18名、貸与37名まで枠を拡げている。

IT環境の整備・充実については、2016年度に学内に無線LANを導入し学生の学習環境、教員の教育研究環境の整備を行った。2013年度に大学事務情報システムGAKUENを拡充し、ユニバーサルパスポートを導入、学生証のICカード化を実施している。

以上のことから、本学はその方針に基づき、学生支援を適切に行っていると言える。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は2011年度に定めた宮城学院中期計画大綱を根幹としつつ、各種支援に係る施策を毎年度事業計画として定め、実現のための取り組みを行っている。当該年度の実施状況については事業報告書としてまとめ、次年度の計画に活かされる。(資料7-1)

例えば、2016年度の事業計画では、学生支援の充実として、学修支援、教職課程支援、学生生活支援、キャリア(就職)支援についての方針を定め、その成果を2016年度事業報告書にまとめている。2017年度はその成果や学内外のニーズを踏まえた方針を定め、よりよい学生支援体制の構築を推し進めている。(資料3-8、7-2)具体的な成果としては、2016年度の学生相談・特別支援センター設置が挙げられる。学生相談の利用件数や内容を勘案し、新たに設置した本センターにより、本学は障害のある学生に対して、よりきめ細

かい支援を行える体制となった。(資料 7-6)

また、投書箱の設置や学生への各種アンケート(授業評価やハラスメント等)を実施し、学生の意見や要望を収集することで、学生視点による学生支援の適切性を測り、改善を促す仕組みも設けている。(資料 7-5、7-7)

## (2) 長所・特色

本学の長所としては、きめ細かな学生対応が挙げられる。

例えば、学生の心身の健康については、学生生活センター(学友会支援委員会、奨学金等運営委員会、学寮運営委員会)、保健センター、学生相談・特別支援センター、ハラスメント防止委員会等教育環境問題検討委員会等、関連部署が連携して学生を支えている。近年、関連部署の連携を強化してきたことにより、緊急時の対応、継続的な支援がスムーズにできるようになるなど、成果が上がっている。

また、学生の自主活動等を支援する MG-LAC については、資金面も含めて学生の活動をサポートする体制をとっており、課外活動を支援する取組として外部から高い評価を得ている。

今後は今まで以上に関連部署間の有機的な連携を図り、日々変化する学生のニーズに合わせて各種支援を提供する体制を整備する。

## (3) 問題点

これまで本学では、独自の奨学金である宮城学院奨学会奨学金(給付・貸与)の拡充を進めていたが、2018年度より、貸与分を廃止することとなった。それに代替する措置の検討は今後の課題である。入試センター、教務センターなど、学生の入学、修学に関連する部署と連携しながら慎重に検討していく。

## (4) 全体のまとめ

本学は、宮城学院中期計画大綱および各年度の事業計画において、学生支援に係る方針を明示し、その計画を着実に履行するだけでなく、大綱策定後に起きた学内外の様々なニーズにも柔軟に対応してきた。これらの計画の履行状況は、毎年 of 事業報告において確認する体制をとっており、問題なく機能している。

学内の体制についても、関連部署の連携強化によってスムーズな支援体制が構築されており、一定の成果が得られている。

今後については、修学支援、生活支援、進路支援がより有機的に連携し、包括的な学生支援を展開できるよう努めていく。

## 第 8 章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、第 1 次中期教育計画以来、既存施設の拡充・改善によって、教育研究環境を整備し、学生のアメニティ向上を図るという方針を確認している。その上で、第 2 次中期教育計画（2006～2010）を立案し、全体的な方針を立てるとともに、それに基づいて年度ごとに事業計画を立て、教育研究環境の整備・改善を図ってきた。情報機器や視聴覚機器については更新期間を決め、計画的に整備している。大学は、引き続き、第 3 次教育計画（2011～2015）を立案し、教育環境の改善・充実を進めるために、施設設備の更新、および実習実験等に係る経費の拡充を図った。（資料 8-1）学部・学科改組計画を実行することができ、現在はその評価等を踏まえた上で次の大学改組計画を見据えた第 4 次教育計画を立案するための検討を行っている。

施設設備の整備・拡充については、現図書館を改修して学習環境の向上を図りつつ、2015 年度までに学術情報館を建設することを立案していたが、現時点ではまだ実現には至っておらず、実現に向けた作業を進めているところである。。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備および管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

桜ヶ丘校地の総面積は 190,655 m<sup>2</sup>であり、そのうち 102,418 m<sup>2</sup>を大学専用としている他、大学寄宿舍用として徒歩 25 分の泉区長命ヶ丘に 3,305,79 m<sup>2</sup>の敷地を有している。なお、2010 年度には大学の新寮建設用地として、徒歩約 20 分の桜ヶ丘町内に 9,213,55 m<sup>2</sup>の土地を取得した。

本学では、各学部・学科の専門教育遂行のための施設・設備等を確保しながら、学部・学科横断的に開講される一般教育科目のために大人数収容教室を設置している。さらに、近年、視聴覚教材や PC を利用した講義が増えていることから、講義室へのマルチ・プロジェクターや音響設備の設置、導入を計画的に進め、情報教育教室の増設や学科ごとの PC

自習室の設置等、PCを活用した教育環境の整備を推進している。これら ICT 設備の利用にあたっては、授業等において利用に関する注意を促している。また、2016 年度には学内に無線 LAN を導入し、学生の学習環境、教員の教育研究環境の整備を行った。大学院の 2 つの研究科は、大学院生用の自習室、PC、研究に必要な専用の実験・実習施設・設備を備えている。その他、本学では、文部科学省、厚生労働省等、関係省庁の通達等を遵守し、より効果的な運営が行われるように、施設・設備を整備している。とりわけ、国家試験受験資格カリキュラムを有する学部・学科については、必要な基準を満たしている。

また、学内の各所に車イス用のスロープやエレベーター、障害者用トイレを設置し、バリアフリーへの対応を進め、障害のある学生への具体的配慮に取り組んでいる。さらに、全学的な省エネ・冷房化工事により、教育環境が一段と改善され、より快適な教育学習環境を提供できるようになっている。

大学の建物および関連施設・設備の維持管理は、法人の財務施設部が学院全体の管理の一環として行っている。実際の施設・設備維持保全作業の大半は委託業者への外注であるが、専任職員に一級建築士 1 名を配置し特殊建築物定期調査報告、消防設備定期点検報告、施設・設備関係法定検査報告等、関連法規に則り、定期的な点検・報告を行うなど、財務施設部が責任をもって管理にあたっている。

地震対策としては、全学的な耐震補強工事を実施し、2008 年度に完了している。緊急災害備蓄品の整備はもちろんのこと、緊急地震速報を導入し、大規模地震への備えとした。また、大規模地震に対応して消防法が改正されたことに伴い、学院全体の消防計画を見直し、新たに防火・防災管理規程を定めた。

日常的に施設の清掃や消毒、衛生面の維持管理等、学生等の安全確保に努めている。

図書館とは別に、各学科には学科の学生専用の図書室を設置し、学生の自主的な学修を支援し、グループワークの場所を提供している。さらに、現在具体化の作業を行っている「学術情報館」には、ラーニングcommonsとしての機能が盛り込まれている。

(資料 1-6、大学基礎データ表 1)

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学の図書館は、1980 年、現在のキャンパスに移転した際に独立館となり、今日に至る。この間、図書館情報部委員会（2011 年度より学術情報部委員会に改称）は図書館事務室と緊密な関係を保ちながら、大学教育・研究に必要な役割を果たしてきた。現在の蔵書数は



406,826 冊、学術雑誌 11,384 種、視聴覚資料 7,700 点である。年ごとの新規購入冊数は、おおよそ 5,000 冊前後で推移している。

図書予算は学科分と図書館分(中央経費)に分けられ、学科分の総枠の 60%は均等配分、残り 40%は各学科の在籍学生数によって比例配分され、その合計が各学科の図書予算となる。但し、学生が在籍していない一般教育部は、多様な分野の教員が所属しており、また学際的な図書・雑誌を整備する必要があることから、均等配分額の 3 倍を予算としてあてている。

学科に配分された図書予算は、教員の推薦する専門図書や雑誌を中心に購入計画が立てられ、既存の蔵書構成や学術研究の動向等にも配慮しながら、整備充実の実をあげてきた。一方、図書館に配分された図書予算は、大学図書館として整備すべき基本的な図書・資料(各種データベースを含む)の購入にあてられている。

本学図書館は総延面積約 3,216 m<sup>2</sup> (3 階建て)、1,702 m<sup>2</sup>のサービススペース(閲覧室、セミナー室、視聴覚コーナー、情報端末コーナー、他)と 1,514 m<sup>2</sup>の管理スペース(書庫、事務スペース)からなっている。

本学図書館では、2011 年度より、丸善株式会社(現：丸善雄松堂株式会社)に業務を全面委託し、スタッフ 10 名前後が業務にあたっている。全スタッフが司書資格を有し、内部・外部の研修会に参加し、専門性の向上に努めている。

また、2014 年度より学習支援策の一つとして、ライティングサポートデスクを設置し、学生のレポート・論文作成のサポートを行っている。

図書館の開館時間は、通常学期中の平日 8 時 30 分から 20 時(書庫入庫時間：9 時から 19 時 30 分)、土曜 8 時 30 分から 17 時(書庫入庫時間：9 時から 16 時 30 分)となっており、夏季・冬季・春季休業期間中は 8 時 30 分から 17 時(土曜は午前中のみ)となっている。また省エネルギー対策として、冬季学期中に限り、1 階フロアを 18 時閉室とし、2 階フロアで貸出・返却等の対応を一括化している。

閲覧室に設置されている座席数は、第一閲覧室 115 席(セミナー室、ブラウジングルーム含む)、第二閲覧室 154 席、計 269 席である。その他マイクロリーダー、DVD、ブルーレイ、プロジェクター等の視聴覚機器 9 台、利用者端末 16 台に加え、貸出用ノートパソコンを整備している。また 2009 年、2013 年にかけて、2 階フロアの改修(セミナー室増設、第一閲覧室拡張)を行い、2015 年には全フロアの書架増設等を行うなど、より良い利用者サービス・環境づくりに努めている。

図書館のネットワークの整備については、1998 年 12 月に国立情報学研究所(学術情報センター)と接続し、図書目録電算化を行い、オンラインでの蔵書検索を可能としている。さらに 2015 年には楽譜目録の電算化にも着手し、図書と同じくオンラインでの検索が可能となっている。また本学が学都仙台コンソーシアムに加入したことにより、宮城県図書館(県内公共図書館)を含む在仙大学図書館の蔵書横断検索(学都仙台 OPAC)に検索対象として組み込まれ、学外者への利便性も向上している。2009 年には個人ポータルサイト「マイライブラリ」機能を追加し、オンラインでの貸出期間の延長、資料予約、文献複写・現物貸借の申込が可能となっている。

NACSIS-CAT/ILL システムによる相互貸借の利用については、文献複写のみを取り扱っていたが、2002 年より現物貸借までサービス内容を拡大し、学内・学外の利用者へ提供している。

本学紀要等学術刊行物の情報発信として、2010年7月より国立情報学研究所「学術雑誌公開支援事業」を通じCiNiiへのアップロードを開始し、2016年には機関リポジトリ構築に着手、同年7月に一般公開を開始している。

(資料 1-6、8-2 <http://www.mgu.ac.jp/main/educations/library/index.html>、大学基礎データ表 1)

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA) 等の教育研究活動を支援する体制

本学では、宮城学院女子大学研究費規程により大学の研究活動を促進させるための取組およびその条件を明示している。その方策については、同規程により、授業を担当する教員に一律に配分される教育研究費と、申請・審査によって配分される研究助成費(4段階)、また高額な研究費を必要とする特別研究助成費(3種)、本学教員の学術研究の成果公開を目的として交付される出版助成費等、計8区分によって分類され、その目的ごとに研究費を適切に支給し、教育研究の推進を図っている。また、本学における教育の向上を図るため、教育に関する研究の推進を目的とした教育研究推進費、本学に設置する4つの研究所(人文社会科学研究所、キリスト教文化研究所、生活環境科学研究所、発達科学研究所)に対する研究所運営費があり、組織として教育研究を推進できる体制も整えている。(資料 8-3、大学基礎データ表 8)

専任教員の研究室は約 20 m<sup>2</sup>を確保している。また、教員が研究に専念する時間を確保するために、ノルマを5コマとし、また時間割には全教員共通の会議枠を設定し、必要な会議等はそこで行うことができるよう配慮している。さらに、本学にはサバティカル制度があり、教員が研究に専念できる仕組みが整っている。加えて、日本私立学校振興・共済事業団の国内研修および国外研修の制度も有効に活用して教員の研究の支援を行っている。(資料 8-4)

本学は、教育研究支援のために助手や副手、ティーチング・アシスタント (TA) 等を配置している。副手は、学科の事務および教育補助にあたる教育支援職員として、原則的に各学科 1~2 名を配置している。また、法令上の必要性や授業科目との関係で、助手を配置している。助手は教員を補助し、実験・実習・演習等も担当する。副手は学科運営に係る一般的な業務および教務上の補助業務を行う。また、実験・実習の補助のために実験・実習系授業補助員(非常勤)を配置している。その他、複数学科において、TA が補助の業務を担当している。これら教育研究支援要員は、各学科長および担当教員の指示・指導の下で業務にあたっており、組織的な連携協力体制が整備されている。(資料 6-4)

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、教育および研究に関する教員の倫理規範として、2008年4月に「宮城学院女子大学倫理憲章」および「宮城学院女子大学教員の行動規範」を制定し、それを実現すべく「宮城学院女子大学研究倫理ガイドライン」を定めた。

本学は、上記ガイドラインを実効あるものとするために、宮城学院女子大学研究倫理委員会を設置している。本委員会は、本学において行われる研究実施計画の内容について、研究倫理の立場から審査し、必要な場合は助言を行う。本委員会は宮城学院女子大学研究倫理委員会の運営に関する細則に則って、適切に運営されている。（資料 8-5）

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、視聴覚設備や空調設備等、教育環境の改善に向けた整備を定期的に行っている。中期財政計画で全体的な施設設備に関する整備方針を策定し、年次計画を立てて順次実施していくという現在の進め方は、学内各部署が教育研究環境の整備方針を共有していくうえで適切であると考えられる。（資料 1-11、7-2）

## （2）長所・特色

本学の研究費制度は、文系中心大学としては研究費の種類、金額共にかなり充実したものとなっている。この研究費制度によって教育研究の進行を図っている。

大学図書館は、蔵書・施設・設備面の充実、運用面での利便性の向上等、利用者の声に耳を傾けながら、学科や教員と連携して新入学生向け図書館利用ガイダンスを実施することや、全学年対象の書庫入庫オリエンテーションを行うなど、利用者教育にも力を入れている。また、全学年対象の「レポート・論文の書き方講座」（初級編と中級編）といった、授業にも即応した講座を設け、受講した学生たちからも高評価を得ている。

## （3）問題点

大学図書館の蔵書数は、すでに収容能力の限界（346,778 冊）をはるかに超えている。2009～10 年度に大規模な除籍を行い、その後毎年度、重複図書を中心に除籍を行っているが、収蔵限界の解消にまで至ってはいない。この問題点を解決するために学術情報館の建設が望まれているが、現在 2018 年度中の着工に向けて作業が進められている。

#### （4）全体のまとめ

本学の教育研究等の環境整備は適切に実施されているが、学術情報館の建設など、施設・設備面でまだまだ十分ではないところもある。今後、適切な年次計画等を立案し、問題点の解決に力を尽くしていかねばならない。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関わる組織として社会連携センターを設置し、宮城学院女子大学社会連携センター規程第1条として、「宮城学院女子大学は、大学と社会との連携を深め、地域の発展に寄与し、また本学の国際的な研究教育事業を実施するため、宮城学院女子大学社会連携センターを設置する」と明示している。

社会連携・社会貢献に資する内容としては、連携先が自治体であれば、大学の持つ資源を広く県民や市民に還元すること、たとえばスポーツ関係の企業であればスポーツを通じた地域の活性化や地域振興、あるいは音楽関係であれば本学の音楽科との連携を含めた文化的な貢献事業など、相手先に応じた連携事業の内容を協定書に盛り込むことで、社会連携・社会貢献に関する方針を明示することとしている。

社会連携センターは、社会貢献の一環としての生涯教育を推進するための生涯学習センター、学生の国際理解を促進して、グローバルな視点を育むための海外の提携大学との交換留学や海外研修等をサポートする国際交流センター、さらには、学生の自主活動やボランティア活動などを通して、学生と社会が繋がる場の創出や支援を行うためのリエゾン・アクション・センター（MG-LAC）を包含し、大学の教育研究成果を学外に還元するとともに積極的に発信している。（資料 2-11）

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

まず、学外組織との適切な連携体制として、本学ではこれまで仙台市や名取市、富谷市などの自治体や河北新報社や仙台フィルハーモニー管弦楽団、宮城県漁業協同組合や楽天野球団など、本学の多岐にわたる学部・学科構成に対応して、幅広い分野の組織と連携協定を締結し、連携事業を推進している。

例えば、仙台市と連携した事業として、2016年5月に仙台市秋保地区を会場に開催された、G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の関連事業である「AKIU FESTIVAL」において

は、日本文学科の学生たちが海外メディアの方々に対して書道を体験していただいたり、名取市との連携事業の一環としては、東日本大震災で甚大な被害を受け、仮設住宅に暮らすことになった関東地区の住民に対して、食品栄養学科の学生たちが住民の方々と一緒に料理を作り、それを食べることで交流を図ったり、心理行動科学科の学生たちが食事後のレクリエーションを担当するなど、コミュニティの再生に向けて、各学科の特色を生かした社会貢献の活動を行っている。

社会連携や社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進の例としては、健康栄養学研究科に在籍する大学院生が富谷市（当時富谷町）の協力の下、住民に対して食や健康に関するアンケート調査を行い、その結果を同市の食育計画に反映させるなど、様々な連携先とのプロジェクトを通して、教員のみならず院生や学生なども含めて教育研究活動の推進にも寄与していることが挙げられる。

このように、自治体・地域や企業等と積極的に連携協定を締結することで、大学の有する専門性を生かした人的・物的資源を適切に社会に還元するとともに、教職員が学内外で活躍する場の創出にも繋げている。

地域と連携した交流事業としては、キャンパスの存する仙台市青葉区のまちづくり活動助成金を活用して、地元の桜ヶ丘学区連合町内会と共同で音楽祭を開催し、町内会と大学の双方から出演者が参加し、町内会にある学生寮の寮生が運営を担当することや、地元の社会福祉協議会の開催する高齢者のサロン活動に社会福祉を学ぶ学生が参加するなど、地元地域とはかなり密接な連携関係を構築できている。

また、1983年にスタートした生涯学習講座は、2016年度には文学・歴史・外国語・音楽など計36講座を開講し、延べ800名前後が受講するなど、大学の知を社会に広く還元するための一翼を担っている。特に、専任教員や本学非常勤講師などが講師を務める講座の比率が高く、それらの講座は古典などの文学系や古代史・古文書解析などの歴史系から日本美術史や西洋美術、あるいは自然科学や健康教育、経済学から音楽系に至るまで幅広い領域に亘る多様な知的資源を市民の方々に還元する役割を担っている。

加えて、宮城県からの委託事業である「みやぎ県民大学」を開放講座として提供し、他にも同じく宮城県から委託されている「現任保育士研修」の実施など、県民・市民に対する社会貢献の活動を推進している。

国際交流事業への参加としては、8カ国9大学におよぶ提携校との交換留学や海外研修等に加え、外務省の推進する青少年交流事業である「KAKEHASHI Project」や「JENESYS2.0」では、これまで北米や東南アジアのラオスや東ティモール、ミャンマーなどからの青少年を受け入れ、本学の学生が英語で日本の文化などのプレゼンテーションを行うことや、逆に海外の民族舞踊を披露してもらうなど、国際交流の事業にも積極的に取り組んでいる。

また、国際奉仕団体であるライオンズクラブやゾンタクラブ、キヨニスクラブ等の学生団体も相次いで学内に設立されることで、学生たちが奉仕活動を通して、国内にとどまらず世界に目を向ける機会を得られるだけでなく、国際的な団体の組織運営について学ぶ機会ともなっており、社会に羽ばたく前段階として貴重な経験を積むことができている。

さらに、学生の自主活動をサポートするリエゾン・アクション・センターが実施している、学生のやりたいことを支援する「さなぎプロジェクト」でも海外からの留学生との交流を目的とした複数のプロジェクトが活動するなど、同センターでは様々なレベルに応じ

たきめの細かいサポートを行っている。

各種連携事業に係る費用面については、原則として大学からの金銭的な補助に頼ることなく、プロジェクトごとに補助金や助成金などの外部資金を得ることとし、それを原資として活動を遂行している。

ただし、学生の自主活動を支援する「さなぎプロジェクト・てびらっこプロジェクト」に対しては、例外的に大学後援会から活動振興助成費として助成金を受領し活動支援に充てている。(資料 9-1 [http://www.mgu.ac.jp/main/regional\\_liaison\\_center/index.html](http://www.mgu.ac.jp/main/regional_liaison_center/index.html)、資料 9-2、資料 9-3)

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携センターに連なる生涯学習センター、地域連携センター、リエゾン・アクション・センター（MG-LAC）、国際交流センターは、元々それぞれ独立したセンター組織であり、その運営組織として、小委員会である生涯学習運営委員会、MG-LAC 運営委員会、国際交流委員会が存在し、各小委員会は数名の教員と担当職員による構成となっている。

各小委員会では、定期的に各事業への参加者数等の資料を基にそれぞれの委員会が点検・評価を行った後、社会連携部長および同副部長に各運営委員会の座長を加えた社会連携部委員会においてその結果を報告した上で検証を行い、必要に応じて次年度に向けた改善提案がなされることとなっている。(資料 2-11)

また、仙台市から受領しているまちづくりのための助成金の執行にあたっては、年度中に、複数回の会合を持ち、活動の途中経過の報告とアドバイスを受けながら適正な活動になるよう努めている。毎年度仙台市が委嘱する評価委員によって、資金面も含めて適切な事業運営がなされているかどうかについて点検・検証が行われ、その結果を基に事業をブラッシュアップする PDCA のサイクルが機能している。(資料 9-4)

## (2) 長所・特色

社会連携部委員会の下に上述した 3 つの委員会があることから、「生涯学習」・「学生の自主活動およびボランティア支援ならびに地域貢献」・「国際交流」という異なる領域の事業を有機的に組み合わせられることが長所である。

また、学生の「やってみたいこと」の実現を資金面も含めてサポートするさなぎプロジェクトの実施など、リエゾン・アクション・センター（MG-LAC）では、外部助成金を積極的に活用し、学生たちの自主性を尊重しつつ、物心両面から学生の活動をしっかり支える機関として、他にあまり見られない機関として他大学からも高い評価を受けている。

MG-LAC は設立から 8 年目となり、毎年新入学生向けに説明会を開催するなど、学生へ

の認知度向上に努めていることや学生が相談しやすいよう常時2名体制で学生サポートを行っていることから、学生の自主活動も年々盛んになってきており、学生からはスタッフに対する信頼の声も寄せられている。

### (3) 問題点

社会連携の連携先が拡大し多様になったことで、寄せられる相談内容も多岐にわたるようになった。本学の社会連携活動が社会に認知されるようになったことは、活動の効果が表れていることと考えられるが、その一方でそれらの事業に対応する学内組織（教職員・学生）については、まだ十分に確保できているとは言い難い面がある。その点を踏まえ、今後は学内にもさらに社会連携に係る活動の周知を図り、全学的観点からさらに社会連携活動が進むように努めていきたい。

### (4) 全体のまとめ

これまでの取り組みに本学の特徴である「女子教育」や「自立した女性の輩出」等を加えることで、さらに特色を生かした社会連携・社会貢献に繋がることが期待される。



## 第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

#### 1) 学校法人宮城学院および宮城学院女子大学の中長期計画の策定および実施

学校法人全体としての財政等の諸計画は、理事会において策定がなされている。

近年では、「第3次中期財政計画」を2011年度に掲げ、5年間の計画として実施された。現在は新たに2016年度からの第4次中期財政計画が策定され、2020年度まで実施されている。

学校法人としての中長期計画および将来構想の検討にあたって、大学および教授会等にそれぞれ計画案、構想案が求められ、それを踏まえて理事会で検討して計画を策定し、その方針を「宮城学院報」等の機関紙を通じて明示および周知し、また必要に応じて教授会等で説明会を開催する等の機会を設け、周知が行われてきた。

大学においての大学運営にかかる計画案、将来構想案の策定については、理事会が示した基本方針を踏まえ、学長戦略室および学長連絡会議、または必要に応じてタスクフォースを設置し、検討を進めた結果を教授会等の議を経て、実行に移している。

この間の学部・学科改組、認可申請、施設等設置計画なども、こうした中期財政計画などで大枠の確認を踏まえて、具体的な計画や意思決定に進んでいる。(資料 1-11)

#### 2) 中長期財政計画および運営方針の共有

策定された中期財政計画については、常任理事会および定期理事会を経て、各年次の学校法人および各設置学校の事業計画書としてウェブサイト上で情報公開される他、「宮城学院報」においても掲載され、全教職員に配布される。

(資料 7-2、10-1 <http://www.mgu.ac.jp/home/disclosure/index.html>)

大学運営にかかる教授会をはじめとする教学組織の活動や役割を定めた規程等についてもウェブサイト上で情報公開される他、「諸規程集」として、全教職員に配布される。

このようにウェブサイトと印刷物を媒体とする形態で情報の共有および明示を行っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

#### 1) 大学運営組織（○数字は表 3 参照）

2015 年度には「2016 年度以降の新体制のためのタスクフォース」を設置して、大学運営体制の改革についても検討を進めた。その結果、従来の学長・協議会を廃止し、その機能を継承する機関として学長連絡会議とすると共に、各部委員会組織（教務部、入試部、学生部、教育研究推進部、学術情報部）を改組し、新たに学長戦略室と 6 センター（教務、入試、学生、キャリア支援、学術情報、社会連携）を設置するための規程を整備した。これまで学生部委員会が一括していた学生生活支援、就職支援・キャリア教育をそれぞれ独立させ、学生生活支援を学生生活センター、キャリア教育や就職支援をキャリア支援センターとして、就職支援を強化するとともに、生涯にわたるライフキャリア・デザインのサポートを充実させられるような体制とした。また、国際交流委員会、生涯学習運営委員会、MG-LAC 運営委員会等を統合して社会連携センターとして再編し、大学による社会的・地域的・国際的活動の連携を強めていけるような体制とした。学長戦略室は、大学の中長期的な事業計画や人事計画の立案、大学の予算配分方針や広報戦略の立案など、大学の運営や経営にかかわる諸種の戦略を企画・立案する機関であり、6 センターは日常的大学運営の実施組織となるような体制とした。

これらの新しい体制の下、2016 年 4 月からは学長のガバナンスと教職協働の取り組みを強化すべく取り組んでいる。また、委員会を構成する人員を教員のみ（事務職員陪席）の形態から教員および事務職員とし、教職協働の基盤が整備されている。

- ①三役会議：大学組織の中枢機関として、学長の下に教員から副学長 2 名と事務職員から大学事務部長および大学事務部部次長で構成され、大学全体の運営にかかる決定機関として設置されている。
- ②学長連絡会議：三役会議構成員と④から⑪の部長および室長ならび⑫宗教センター長、人文科学研究科長、健康栄養学研究科長、事務職員から大学事務部長および大学事務部部次長により構成され、学長および三役会議からの諮問や教授会の議題整理等を行う機関として設置されている。
- ③教授会：学長、副学長、専任教授、専任准教授、および専任助教により構成された審議・報告のための機関として設置されている。
- ④学長戦略室：大学全体の中長期戦略、中期および年度の人事計画、学部・学科および研究科の構成にかかる方針、大学広報戦略、予算配分方針および配分案ならびに事業計画、大学全体に関わる外部資金獲得の企画にかかる立案、IR（Institutional Research）活動の実施機関として設置されている。
- ⑤教務センター：教務部委員会（カリキュラム編成および方針、履修や卒業および学位、

学籍、学事歴にかかる企画・立案、非常勤講師採用に係る教員審査、教務運営に関する情報発信)が主たる運営組織であるが、その他に小委員会または外部委員会としてFD推進委員会、教育資源開放委員会、学習支援委員会、教職課程委員会、教職課程専門委員会が設置されている。

- ⑥入試センター：入試部委員会（入学試験制度の企画・立案、入学試験の実施管理、入学試験に関わる情報発信）が主たる運営組織であるが、その他に小委員会または外部委員会として合否判定運営委員会、出題採点運営委員会、オープンキャンパス委員会、大学入試センター試験運営委員会、合否判定会議、出題採点会議が設置されている。
- ⑦学生生活センター：学生部委員会（学生の生活支援、学生の課外活動、学生の福利厚生にかかる運営・指導、学生の活動に関する情報発信）が主たる運営組織であるが、その他に小委員会または外部委員会として学友会支援委員会、奨学金等運営委員会、学寮運営委員会、ハラスメント防止委員会、学生相談センター運営会議、保健センター運営会議が設置されている。
- ⑧学術情報センター：学術情報部委員会（本学の教育ならびに研究の支援体制の整備、研究費の運営、外部資金の申請に係る企画および支援、図書館の運営、研究の不正防止、本学の学術情報に関する情報発信）が主たる運営組織であるが、その他に小委員会または外部委員会として紀要編集委員会、情報施設設備運営委員会、各研究所連絡会議、動物実験委員会が設置されている。
- ⑨社会連携センター：社会連携部委員会（複数学科にまたがる社会連携活動の推進、学科の社会連携活動への情報提供、本学の社会連携活動に関する情報発信）が主たる運営組織であるが、その他に小委員会または外部委員会として国際交流委員会、生涯学習運営委員会、MG-LAC運営委員会が設置されている。
- ⑩キャリア支援センター：キャリア支援部委員会（キャリア教育の実施、および基本方針や実施体制の検討、学生の就職活動に対する支援、キャリア教育に関する情報発信）が主たる運営組織であるが、その他に小委員会または外部委員会としてキャリア教育推進委員会、就職支援推進委員会が設置されている。

④から⑩の委員会等の委員の構成については、部長および室長の他に教授会構成員から数名の委員および事務職員1名からなる。(資料2-2、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、2-12)

大学院研究科委員会は、人文科学研究科（英語・英米文学専攻、日本語・日本文学専攻、人間文化学専攻、生活文化デザイン学専攻）および健康栄養学研究科（健康栄養学専攻）のそれぞれに研究科長と各専攻主任および大学院担当教員により構成され、さらに両研究科委員会の事項を取り扱う機関として合同研究科委員会が設置されている。(資料10-2)

大学の運営組織の概略については、表3のとおりである。

## 2) 学長および教授会役員等の選任

学長の選任については、「学校法人宮城学院寄附行為」および「学校法人宮城学院寄附行為施行細則」に則り、教授会で「宮城学院女子大学学長選考および任期基準」により選出された学長候補者を理事会の議を経て理事長が任命する。

教授会役員等の選任については、「宮城学院女子大学教授会役員等選任規程」に則り、学長の指名による任命、または学部等により選出された者を学長が任命する。

研究科長については、「宮城学院女子大学大学院研究科長選考規程」に則り、大学院各

研究科委員会の構成員である教授の中から選挙によって選出される。研究科専攻主任については、「宮城学院女子大学大学院専攻主任選挙規程」に則り、選挙によって選出される。

(資料 10-3、10-4、10-5、10-6、10-7、10-8)

### 3) 学長および教授会役員等の任務および権限

学長の任務および権限については、学則第 35 条に定めるとおり、「学長は本学を統轄しこれを代表する。」となっており、同様に副学長の任務および権限は、学則第 35 条第 2 項に「副学長は、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどる。」となっている。学長および 2 名の副学長は学校法人の教学担当理事となり、学校法人の運営に関わっている。研究科長は、各研究科委員会を統括し、大学院全体の委員会は学長が統括する。大学院は学部教員が研究科教員を兼ねており、規模も小さいこともあり、両者の関係を円滑に進めるよう、学長連絡会議には大学院代表の研究科長も構成員となっている。

学部については、従来は学長が学部長を兼ねていたが、2016 年度からは現代ビジネス学部・教育学部・生活科学部・学芸学部の 4 学部体制となり、それぞれに学部長をおいた。

必要な場合は副学長が学長の代理をつとめるほか、学長をはじめ、副学長および教務部長、入試部長、学生部長、学術情報部長、社会連携部長、キャリア支援部長、学長戦略室長からなる学長連絡会議が教授会運営と執行部としての日常の管理運営の責任を持っている。(資料 1-1、2-6)

### 4) 教授会の役割

宮城学院女子大学学則第 37 条に基づき設置される教授会の組織および運営に関しては、「宮城学院女子大学学則」および「宮城学院女子大学教授会規程」に定められるとおりであり、主に学生の入学・卒業等に関すること、学則等規程に関すること、教育研究に関することについて学長の決定に関して意見を述べることのできる機関となっている。(資料 1-1、2-6)

### 5) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任

理事会の経営責任と決定権限は、寄附行為第 6 条第 2 項において「理事会は、本法人の設置する学校の管理及び運営その他本法人の業務につき審議決定し、また理事の職務の執行を監督する」と謳われており明確である。

また、学則等により大学運営の具体的方針、カリキュラムなどの検討および実施の責任は大学教学組織にあるとしている。(資料 10-2、10-8)

### 6) 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、投書箱を設置し、本学での学生生活や履修等に関する要望等を申し出る機会を設けている。また、投書その他、授業に関するアンケートを前後期 2 回実施することで履修に関わる意見を聴取する場を設けている。(資料 4-7、7-7)

教職員からの意見については、教授会、研究科委員会、学部・学科会議等の会議体で発言の場を設けている。その内容に応じては、学長の判断により大学執行部で審議し、対応にあたることもある。

### 7) 危機管理対策の実施

2010 年度に「本学院に想定される様々な危機事象に対して、危機の未然防止とともに、発生時には迅速かつ的確に対処して被害を最小限に止めて拡大を防止し、また再発を防ぐための危機管理体制及び対処方法等について定めることにより、学生・生徒・園児および教職員等の安全確保を図ること」を目的として「学校法人宮城学院危機管理規程」を制定

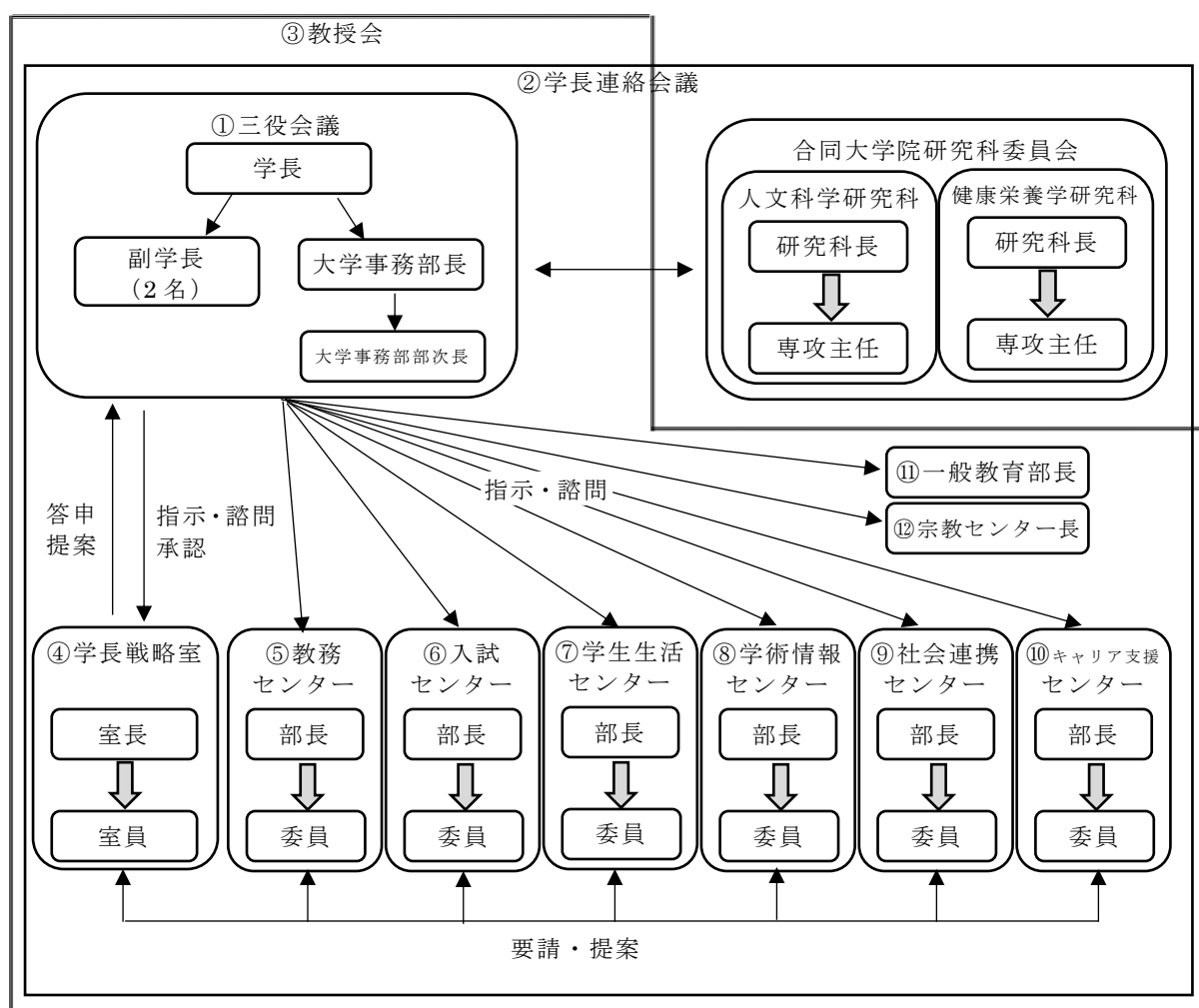
している。

学校法人に危機管理委員会を設置し、設置学校全体の危機管理体制を構築している。構成員は、理事長をはじめ、学院長、学長、校長、常務理事、事務局長、副学長、副校長、教頭、こども園長、こども園教頭、総務人事部長、財務施設部長、大学事務部長、中高事務長、防火・防災管理者からなる。

従前より防災訓練はそれぞれの設置学校ごとに毎年実施されており、2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、学生・生徒・園児および教職員の避難誘導や安否確認等が速やかに実行され、安全を確保できていた。その後、2011年の東日本大震災における対応を検証し、改善すべき点などは当時を教訓として2014年度からは学校法人全体として「宮城学院総合防災訓練」として実施し、学生・生徒・園児および教職員の学内関係者のほか、近隣の町内会住民や仙台市消防局等の公共団体の協力を得て、教職員と学生の協働による防災プログラムを取り入れた。これらの取り組みにより、本学は適切な危機管理対策が実施できている。

【資料 10-10、10-11 <http://web.mgu.ac.jp/co/newsco/812.html>】

表 3 運営組織図



点検・評価項目③：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1) 予算編成および予算執行

最終の予算管理は法人部門で行われるが、大学部門としての予算編成方針および申請に関する手続は、大学事務部長が原案を作成し、学長戦略室長の下、学長戦略室会議で編成方針を審議し、三役会議および学長連絡会議を経て、教授会に上程され、承認の後に申請を行う。

研究費の予算配分については、学術情報部長の下、学術情報部委員会で審議し、三役会議および学長連絡会議を経て、教授会に上程される。研究費の配分を受けた教員には、研究成果の報告を義務付けている。学術情報部は研究成果報告書を点検し、次年度の研究費配分の資料としている。

予算執行については、理事会において承認された予算を大学部門各部署で所属長の承認の上で執行申請を行う。執行管理は主に大学事務部長が行うが、研究費については学術情報部長に確認することがある。執行のプロセスは、研究費は事務局に伝票を提出、事業計画は物品調達申請書を提出し、学術情報部長が決裁および承認を行う。やむをえず使途の変更が生じる場合には、書面での申請後、学術情報部長と事務担当で可否を決定する。予算の執行管理の適切さについての内部監査は法人の財務施設部および内部監査室が担っている。このように予算執行に関しては、複数による管理体制が構築され、適切に運営されている。また、予算編成に関しても複数の会議体の審議を経て、適切に編成されており、その際に前年度との執行状況を比較分析の上で原案作成されている。

(資料 2-10、8-3、10-3、10-12)

点検・評価項目④：法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1) 大学運営に関わる適切な事務組織の構成と人員配置（業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備）

本学院の事務組織は、法人事務、大学事務、中高事務の3部門に区分され、それぞれの部門に総合的な自立性を付与し、責任体制を明らかにするとともに事務局全体の統合をはかった。

また、各部門の校納金等収受・給与・補助金等財務経理、施設整備管理等の業務について

ては、法人事務部門に集約して効率的な運営を行っている。

大学事務部門は、前述のように大学運営組織の改編を行い、学長戦略室および6センターが設置されたことに伴って、大学事務組織（以下、「大学事務部」という）もそれぞれ表4のように教学組織と連携する体制を整えた。

大学事務部は教育研究支援グループと学生支援グループにより構成される。教育研究支援グループは、大学・大学院の教育・研究にかかる事務、入学試験実施運営および大学広報にかかる事務、図書館運営にかかる事務、三役会議・学長連絡会議・教授会・大学院研究科委員会等の開催にかかる事務などを分掌しており、教学組織では入試センター、学術情報センター、学長戦略室と連携・協働する事務組織であり、学生支援グループは、大学・大学院の教育課程・授業運営・単位認定等の教務および学事にかかる事務、学生の学生生活および修学支援にかかる事務、地域貢献・産官学連携・生涯学習・国際交流等にかかる事務、学生のキャリア形成および進路に関するキャリア支援にかかる事務などを分掌しており、教学組織では教務センター、学生生活センター、社会連携センター、キャリア支援センターと連携・協働する事務組織となっている。（資料10-13）

学校教育法や大学設置基準など法令の改正に伴い、業務内容も多様化しており、新たな取り組み等に対応するために学外の研修への参加を推奨している。また、キャリア支援担当に関しては、担当職員7名に対し、4名がキャリアカウンセラー・キャリアコンサルタント・キャリアアドバイザー等の有資格者を配置しており、学生相談室および特別支援室には主任（教員）のほかにカウンセラー2名、コーディネーター1名を配置し、専門性を求められる業務に対応している。

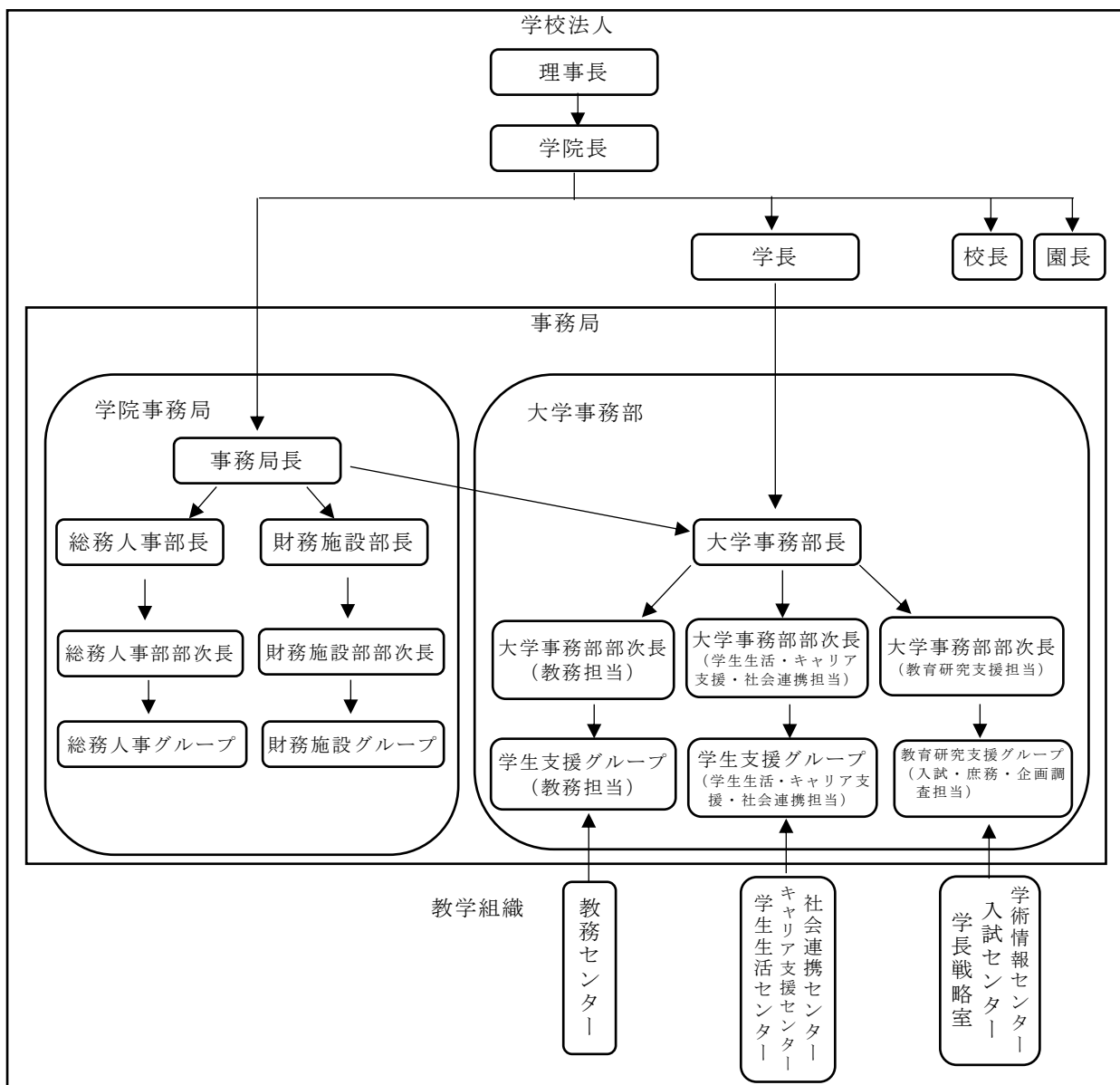
2) 職員の採用および昇格に関する諸規程の整備と運用状況（人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善）

事務職員人事考課に関する規程は2008年度制定、施行された。その規程に定めた職員の昇格等に関わる規程を2017年5月1日付で改正した。主な改正点は、考課要素および考課項目の構成と内容を改めて、成績考課の中に「目標管理制度」を導入したことである。また、「目標管理制度」は、その評価結果を勤勉手当として、処遇に反映することとした。評価レベルについては、「能力考課基準一覧表」によるものとし、各人の基本能力、業務におけるインプット能力・アウトプット能力を総合的に考課する能力考課と、「目標管理制度」による仕事のプロセスと遂行結果を考課する成績考課について考課することとした。（資料10-14、10-15）

3) 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

2016年度からの教学運営組織の改編に伴った規程改定により大学の「宮城学院女子大学教授会規程」に定める各センターおよび委員会の運営のための組織構成員には、教員の他に事務職員も加わることとなった。これによりこれまでの陪席の位置づけから正式な委員会構成員として運営に携わる立場となった。例えば学長および三役会議が直轄する大学運営に関わる企画・立案をつかさどる役割を担う学長戦略室については、室長ならびに教員から指名された担当委員3名の他に事務職員から大学事務部長を含む2名が構成員とする運営体制となっており、教職協働による取り組みが実践できている。（資料2-6）

表 4 大学事務組織図



点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

1) スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施状況

本学では毎年、学校法人の全事務職員を対象とする事務職員全体研修会を開催している(表 5「事務職員全体研修会」実施状況 参照) 他、職員のキャリアや所属に応じて階層別研修(管理職研修・若手研修)や部署別研修を実施している。(資料 10-15) また、2016 年度より教職協働の取り組みのひとつとして教員と事務職員合同での FD/SD 研修会も実施することとなった。実施企画・運営については、事務職員全体研修会は法人部門の総務人事部(表 4 大学事務組織図 参照)、FD/SD 研修会は教学組織の教務センター(表 3 運営組織図 参照)内に属する FD 推進委員会が担当している。実施状況は表 6 のとおりである。

事務職員全体研修会については、学校法人および大学等の事務職員としての意識の向上



や現状認識等のための情報共有や理事長・学院長・学長・校長などリーダーの意思を合意形成する場となっている。FD/SD 研修会については、大学運営に関わる取り組みや現状、または新たな施策などの情報や課題の共有する場となっている。これらにより、事務職員および教員の意識・資質の向上にかかる方策は講じられている。

表 5 「事務職員全体研修会」実施状況

2013 年度	8 月 19 日 ①基調講演「教職協働－職員としての企画と実践－」 講師：高橋 真義（桜美林大学大学院教授） ②講演「教職協働－職員としての企画と実践－」講師：松本 利勝（校長） ③ワールドカフェ
2014 年度	8 月 18 日 ①基調講演「宮城学院職員として求められているもの」講師：嶋田 順好（学院長） ②講演「マナースキルアップ研修」～人間関係が楽になる～ 講師：三上 ナナエ（プロマナー）
2015 年度	8 月 17 日 ①基調講演「大学改革について」講師：平川 新（学長） ②講演「相手に合わせたコミュニケーション」 講師：阿部 侑生（ドリームフィールド代表）
2016 年度	8 月 18 日 ①基調講演「私学経営と学院財政の現状と課題」講師：千葉 義雄（常務理事） ②講演「大学教育と組織の開発・改善における職員の役割」 講師：菊池 重雄（玉川大学理事・経済学部教授） ③グループ討議等
2017 年度	8 月 18 日 ①基調講演「宮城学院に遣わされて」講師：宮城 光信（理事長） ②講演「中高の今を知り、あなたは何をなしうるか」講師：嶋田 順好（学院長） ③グループ討議等

表 6 「FD/SD 研修会」実施状況

2016 年度	第 1 回（2016 年 6 月 7 日） 「宮城学院女子大学の授業評価制度の現状と課題」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）
	第 2 回（2016 年 7 月 6 日） ①「2015 年度個別授業評価 教員所属学科別平均データの分析」 ②「COC+に係る FD 研修会」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）
	第 3 回（2016 年 8 月 3 日） 「『教育の質保証』実践セミナー報告」 講師：小羽田 誠治（一般教育部教授）
	第 4 回（2016 年 9 月 21 日） 「発達障害のある学生について」 講師：梅田 真理（教育学科教授・特別支援室主任）
	第 5 回（2016 年 10 月 19 日） 「インターネットの危険と対策 ソーシャルネットワーク（SNS）に潜むトラブルを未然に防ぐために」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）
	第 6 回（2016 年 11 月 16 日） 「他大学の教育改革事例に学ぶ：共愛学園前橋国際大学」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）

	<p>第 7 回（2016 年 12 月 14 日）</p> <p>①「聴覚障害や視覚障害等の特別支援について」 講師：梅田 真理（教育学科教授・特別支援室主任）</p> <p>②「精神障害の特別支援について」 講師：小柴 孝子（一般教育部准教授・学生相談室主任）</p>
	<p>第 8 回（2017 年 1 月 25 日）</p> <p>「FD ネットワーク”つばさ”について」 講師：小田 隆治（山形大学地域教育文化学部教授）</p>
	<p>第 9 回（2017 年 2 月 9 日）</p> <p>「三つのポリシーの策定・公表の義務化（研修会報告）」 講師：丹野 久美子（食品栄養学科准教授）</p>
	<p>第 10 回（2017 年 2 月 22 日）</p> <p>「志願者確保のための心理行動科学科の取り組み」 講師：木野 和代（心理行動科学科教授）</p>
	<p>第 11 回（2017 年 3 月 11 日）</p> <p>「現代ビジネス学科での 1 年～『現代ビジネス基礎Ⅲ』を通して～」 講師：渡部 順一（現代ビジネス学科教授）</p>
2017 年度	<p>第 1 回（2017 年 5 月 17 日）</p> <p>「2016 年度の FD/SD 活動を振り返って～各種アンケート結果の報告を中心に～」 講師：友野 隆成（心理行動科学科准教授）</p>
	<p>第 2 回（2017 年 6 月 14 日）</p> <p>「本学を取り巻く厳しい現状について」 講師：大橋 智樹（心理行動科学科教授）</p>
	<p>第 3 回（2017 年 7 月 12 日）</p> <p>「障害のある学生への理解と支援―受け入れ体制の整備―」 講師：金 彦志（特別支援室主任）</p>
	<p>第 4 回（2017 年 8 月 2 日）</p> <p>「COC+事業の進捗報告と事業計画について」 講師：高橋 美和（東北学院大学地域協働教育推進機構特任助教）</p>
	<p>第 5 回（2017 年 9 月 20 日）</p> <p>「学生主体の授業デザイン～一般教育科目「基礎演習」を例に～」 講師：間瀬 幸江（一般教育部准教授）</p>
	<p>第 6 回（2017 年 10 月 18 日）</p> <p>「発達障害のある学生の理解と支援」 講師：金 彦志（特別支援室主任）</p>
	<p>第 7 回（2017 年 11 月 15 日）</p> <p>「海外研修の課題」 講師：市野澤 潤平（現代ビジネス学科教授）</p>
	<p>第 8 回（2017 年 12 月 13 日）</p> <p>「2018 年度シラバスについて - 変更点を中心に -」 講師：教務センター担当職員（桜井由美大学事務部部次長、岡田康教務担当）</p>
	<p>第 9 回（2018 年 1 月 17 日）</p> <p>「外国人留学生を戦略的に募集する」 講師：青木 麻紀（日本国際教育推進協会理事）</p>
	<p>第 10 回（2018 年 3 月 2 日）</p> <p>「授業評価アンケートについて」 講師：小田 隆治氏（山形大学教育開発連携支援センターFD 支援部門長・教授）</p>
	<p>第 11 回（2018 年 3 月 10 日）</p> <p>「COC+単位互換科目の履修生募集に関する教職員向け説明会」 講師：松崎 光弘（東北学院大学地域協働教育推進機構特任教授）</p>

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

1) 理事会による大学運営の点検・評価方法（点検・評価結果に基づく改善・向上）

学校法人宮城学院寄附行為第 17 条に基づき、理事長から選任された監事 2 名による監事監査を実施しており、大学運営に係る業務が社会的信頼性の保持と健全運営の確保の観点から、法令等に準拠し、合理的かつ効果的に行われているか監査するとともに、事業活動の成果が会計基準および財務諸規程に準拠し、会計記録に適正に反映されているかを検証している。また、本学院の重大な損失の発生を未然に防止するために内部統制システムの整備状況の監査も実施している。（資料 3-8、10-3）

監事は、監事監査の実施状況と結果について、定期的に理事会に報告している。

2) 監査プロセス

2012 年度から理事長の直属機関として内部監査室を設置し、毎年内部監査を実施している。また、内部監査室は、監事監査に対する支援および監事との連絡調整に関すること、公認会計士監査への協力および連携に関することを分掌事項として定めている。監事監査は、書面監査および実地監査により行い、会計監査は、公認会計士との連携をはかり、それぞれの監査業務を補完し、より実効性のある監査を行っており、毎年理事・監事が公認会計士との懇談の場において、決算についての評価を行うなど連携を深めている。（資料 10-17、10-18）

2014 年度からは監事監査計画を作成し、大学学長、副学長ならびに中高校長、副校長等執行部へのヒアリング等を中心とした業務監査を実施し、理事長に報告している。

(2) 長所・特色

事務組織にかかわる本学の長所・特色は、女性比率の高さにある。2017 年度当初の時点で女性職員の比率は 51.1%と高い水準となっており、役職者についても従来から一定数の女性が管理職に就いている。

このように、女性の事務職員が多いことや、性別に関係なく役職に就けることが、本学の強みであるとともに女性職員の大半が本学の卒業生であることにより帰属意識の醸成がはかられていることがもうひとつの強みであると考えられる。

(3) 問題点

事務組織においては、教育振興にかかる教育関係法令の改正等に迅速に対応すべく組織および業務改革を行っているが、財政上の理由により人員配置できる員数が十分とは言えない。

(4) 全体のまとめ

学校法人運営にかかる理事会構成員として、大学からは学長と大学より選出された者 1 名となっていたが、2013 年度に理事構成の一部とその選任方法の見直しが行われ、以降は学長および副学長（2 名）の 3 名が構成員となっている。これにより学校法人運営および

大学運営に関わる方針策定等に意見が反映できる構成となっており、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化するとともに連携した運営体制が構築されている。

## 第10章 大学運営・財務（2）財務

### （1）現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた教育計画等に則した中・長期の財政計画の策定

教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画の策定については、教育計画を遂行するための財政基盤の整備と強化を目指し、2001年度に開始した第1次中期財政計画に始まり2015年度で終了した第3次中期財政計画を引き継ぎ、2016年度から5年間の財政計画として第4次中期財政計画を策定した。同計画では、新学部学科改組による学生生徒数の回復を確実なものとし、教育計画の継続的な取り組みおよび十分な財務基盤の確立に向けた諸課題に取り組むために様々な計画を掲げた。その主な計画として、学生生徒等納付金並びに補助金を増加させ財政の安定化を図ることとし、学校法人全体の収入（事業活動収入）を50億円とする中期目標を設定した。（資料1-11）

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

2012年度から2016年度までの本学の事業活動収支計算書比率および貸借対照表比率について確認する。

#### （1）事業活動収支計算書関係比率（大学部門）

- ① 人件費比率は、2012年度（62.2%）から緩やかな減少傾向にあり、2016年度は59.9%となった。これは、定年退職者の補充人事として若年層を採用したこと、諸手当の見直しを行ったこと等によるものと考えられ、連動して人件費依存率も減少傾向にある。
- ② 教育研究経費比率は、教育研究活動の充実や維持に必要な不可欠な費用であり、同比率において2012年度は27.2%であった。その後もほぼ同水準で推移しており、2016年度は、25.8%となった。
- ③ 管理経費比率が2012年度に高い理由は、大学新寮建設によるものである。
- ④ 借入金等利息比率は、2012年度に新規借入を行ったものの、毎年度同率である。
- ⑤ 事業活動収支差額比率は、事業活動収入に対する基本金組入前当年度収支差額の占める割合を示し、6%前後である。
- ⑥ 事業活動収支比率は、2016年度は92.1%、基本金組入後収支比率は、基本金組入との関わりにもよるが、2016年度は96.0%である。
- ⑦ 学生生徒納付金比率は、経常収入の中の依存度を示すものであり、最重要項目である。ここ数年は少しずつ増加の傾向である。
- ⑧ 寄付金比率は、ここ数年1%前後で推移しており、ほぼ横ばいの状態である。
- ⑨ 補助金は、学生生徒等納付金に次いで重要な財源であり、同比率は2012年度の11.3%から下降傾向となり、2016年度には8.9%と減少した。
- ⑩ 基本金組入率は、大学新寮建設工事のため借入により資金を調達したことから、2012年度は0.6%となった。その後は計画どおり組入れを行い、2016年度は4.0%である。

⑪ 減価償却費比率は、9%前後で推移している。

## (2) 貸借対照表（学校法人全体）

① 固定資産構成比率（2016年度 91.1%）、流動資産構成比率（2016年度 8.9%）は、総資産に対する各資産の構成割合を示すものであり、ほぼ毎期一定である。

② 固定負債構成比率（2016年度 9.9%）、流動負債構成比率（2016年度 4.2%）は、総資金に対する各負債の占める割合を示すものであり、ほぼ毎期一定である。

③ 純資産構成比率は、総資産に占める自己資金の占める構成割合を示すものであり、85%台を維持している。

④ 固定比率（2016年度 106.1%）、固定長期適合率（2016年度 95.1%）とも、毎年度大きな変動はなく一定の水準を保っている。

⑤ 流動比率（2016年度 210.8%）は、支払能力を示すものであるが、2016年度は、認定こども園園舎建設工事等に伴う支出により比率が減少した。

⑥ 総負債比率（2016年度 14.1%）、負債比率（2016年度 16.5%）は、引き続き低い率の推移を目指すことが必要である。

⑦ 前受金保有率は、2016年度 260.2%である。

⑧ 退職給与引当預金率は、100.0%を毎年度維持している。

⑨ 減価償却比率（2016年度 51.6%）は、大学新寮建設工事、全館トイレ改修工事、認定こども園園舎建設工事等を行ったことによる資産計上額が増加したため上昇した。

## (3) 財務関係比率に関する目標

財務関係比率に関する目標については、教育計画を遂行するための財務基盤整備を目的とした、第4次中期財政計画に掲げた数値とする。（資料 1-11、3-8、10-17）

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念、目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

2015年度から学校会計基準が改正となり、消費収支計算書から、諸活動ごとに収支状況が把握できる事業活動収支計算書に様式が変更となった。

事業活動収支計算書は、教育活動収支差額、経常収支差額、特別収支差額、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額に区分されている。

教育研究活動を遂行するための必要かつ十分な財務基盤を確立するために、一番目に重要な収支差額は、教育活動収支差額である。教育活動収入から教育活動支出を控除した教育活動収支差額がプラスであれば、教育活動収入により教育活動支出が賄えている状態であり、教育研究活動に支障がないことが判断できる。

二番目に重要な収支差額は、当年度収支差額である。基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した後の当年度収支差額がプラスであれば、教育研究施設の整備等の財源が確保されていると判断できる。

教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財務基盤確立するため、教育活

動収支差額および当年度収支差額のプラスを確実に保持するとともに、学校全体の収入である事業活動収入のさらなる充実を図る観点から、学生生徒等納付金や補助金以外の収入、寄附金、資産運用収入、受託研究費、科学研究費等の獲得について、積極的に取り組んでいく。(資料 3-8、10-17)

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、学生生徒数の回復を図り、学生生徒等納付金、補助金の安定的な確保を最重要課題とし、教育活動収入の範囲において教育活動支出を収めることと、教育研究活動の遂行のために必要な教育環境整備については、計画的に基本金の組入れを行うことで財務基盤の強化を図る。(資料 1-11)

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の学部学科構成は、家政系の食品栄養学科・生活文化デザイン学科以外は文系中心の学問領域であり、外部資金の獲得金額は必ずしも十分であるとは言えない。前回の評価時において、科学研究費補助金申請（新規）状況は全教員に対し、2割弱、採択（継続を含む）状況は申請に対し1割であった。その後、各教員に対し、外部資金獲得することの重要性を教授会等で意識付けを行うとともに科学研究費補助金へ申請することを推奨し、申請に向けた説明会などの申請支援を積極的に行ってきた。その結果として近年では申請状況および採択状況ともに3割弱となり、外部資金獲得に対する意識は確実に向上しているとともに成果も上がっている。また、企業・行政等からの受託研究等については、家政系の研究を中心に継続して要請を受ける研究課題もあり、申込件数は少ないものの毎年度研究を受託し、実績を残している。

特に科学研究費補助金の獲得状況については、2016年度が基盤研究・若手研究・挑戦的萌芽研究の申請件数26件（うち1学外研究者）のうち採択件数6件（うち1学外研究者）、2017年度は申請件数22件のうち採択件数10件（うち1転入者保持）であった。また、研究成果公開促進費（学術図書）については16年度が申請件数2件に対して採択件数1件、17年度は申請件数3件のすべてが採択された。奨励研究については、16年度の申請件数1件に対して採択件数は1件、17年度は申請件数2件に対して採択件数は1件であった。(下表参照)

2013年度～2017年度の外部資金獲得実績

		2013	2014	2015	2016	2017
科学研究費	新規申請件数	16	21	29	29	27
	新規採択件数(代表)	6	7	7	8	15
	継続課題件数(代表)	10	12	12	15	16
	分担研究件数	20	24	22	23	26
	(代表) 補助金額(千円)	18,827	18,227	20,080	20,840	29,297
	(分担) 補助金額(千円)	10,546	10,546	6,270	10,776	12,070

その他	受託件数	2	2	5	2	5
	補助金額（千円）	2,404	1,405	1,081	2,180	4,540

その他：受託研究、共同研究、寄附金、助成金、分担研究等

その他の外部資金として、私立大学等経常費補助金の一般補助および特別補助による補助金を受け、教育研究環境の充実、学生生活・修学支援の充実、施設設備の整備等を行っている。経常費以外では、毎年度「私立大学等改革総合支援事業」に申請を行い、獲得を目指している。2014年度および2016年度は採択され、一般補助および特別補助が増額となっている。また、特に2016年度においては、私立大学等改革総合支援事業採択校を対象とした私立大学等教育研究活性化整備費補助金および私立学校施設整備費補助金を活用し、IR環境整備と学内の無線LAN整備を行うことができた。これによりIR活動の充実を目指すとともにWi-Fi環境を整えることで学生・教員の教育および研究環境の充実を図っている。

（下表参照）

#### 2013年度～2017年度の経常費補助金等獲得実績

		2013	2014	2015	2016	2017
一般補助	補助金額（千円）	305,570	290,431	252,904	270,678	269,948
特別補助	補助金額（千円）	44,066	46,405	33,575	43,881	35,309
※1	補助金額（千円）	—	—	—	2,803	—
※2	補助金額（千円）	—	—	—	11,503	—
合計（千円）		349,636	336,836	286,479	329,475	

※1 私立大学等教育研究活性化整備費補助金：IR環境整備

※2 私立学校施設整備費補助金：無線LAN整備

（資料1-11、3-8、10-19、10-20、大学基礎データ表9、表10、表11、5ヵ年連続財務計算書類様式7）

## （2）長所・特色

### 1) 中・長期の財政計画の策定

教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画として、組織運営体制の強化、中期教育計画の策定等の重点施策を中心に、財政面においては、学生生徒確保目標数



に基づく学生生徒等納付金、補助金、資産運用収入、寄付金等による収入増並びに人件費削減、退職金制度の見直し等による支出減による、収支の安定を目指す計画となっている。

## 2) 財務基盤の確立

教育研究活動の推進および充実並びに外部資金獲得に向けた企画・運営支援を行う組織として「学術情報センター」を設置し、教育研究活動の内容と外部資金獲得のための申請支援を一元的に扱うことにより本学の学術研究の発展に寄与するとともに、科学研究費補助金等への申請件数の増加につながっている。特に科学研究費補助金については、採択実績の高い教員が講師となり、申請のための説明会を実施し、申請書作成の際に助言を行っていること、担当する事務職員の支援体制も充実してきたことも申請件数・採択件数の増加につながっている。

### (3) 問題点

#### 1) 中・長期の財政計画の策定

2016年度に学部学科改組を行った。完成年度まで、年度毎の財務状況を確実に検証し、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤の確立が重要と考える。

#### 2) 財務基盤の確立

- ①本学は移転してから 37 年が経過しており、今後、大規模修繕等を実施していく必要があることから、多額の資金が必要になると予想される。毎年度の収支均衡を確実にを行い、緊急時には自己資金で対応できるように準備すること、増改築等が必要な場合には計画的に第 2 号基本金への組入を行うこととするが、借入が必要な場合は最小限度に抑えることとし、財務の健全性、安全性の確保に努めなければならないと考える。
- ②外部資金の獲得状況について、年度により若干異なるが、申請件数および採択件数ともに近年増加の傾向にあるものの決して十分であるとは言えない。外部資金獲得に対する意識の向上が必要である。科学研究費補助金についても、まだ 3 割に達しておらず、さらに申請および採択の件数を増加させる取り組みが必要である。

### (4) 全体のまとめ

#### 1) 中・長期の財政計画の策定

学生生徒数の安定的な確保を目指し、納付金については、2020 年度までに学生生徒等確保計画数を達成し、2015 年度決算と比較し大学は 565 百万円増を見込む。

#### 2) 財務基盤の確立

教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤確立には、安定した学生生徒等納付金等の収入が見込めるよう入学定員および収容定員の充足が必須であるが、それ以外の事業活動収入のさらなる充実を図ることが重要である。そのため、私立大学等経常費補助金の獲得のために教育環境等の維持向上を目指し、私立大学等改革総合支援事業に採択されるよう取り組みの改善に努力することも重要である。また、外部資金として科学研究費補助金や外部からの受託研究等により資金が獲得できるよう研究の向上および公表が必要とな

る。特に外部資金獲得に関しては、これらの取り組みを充実させるために体制を整備し、設置した学術情報センター機能のさらなる充実を図る必要があると同時に教職員の外部資金獲得に対する意識改革や申請にかかる支援体制の確立しなければならない。日常的に学内教職員の意識改革を図ることと同時に、将来的には高度な研究支援人材として **URA** (University Research Administrator) の活用および人材の育成や確保などを検討していく必要がある。

# III. 終章

### Ⅲ. 終章

各項目について、毎年度行っている学内の自己点検を踏まえ、改めて詳細に点検を行った。大学が目指してきた内部質保証システムについて、学内各部署が改めて理解し、認識するよい機会となった。それぞれの項目の点検評価の結果の概要は以下の通りである。

#### 1 理念・目的

本学の理念・目的は学則に定めており、大学の理念・目的を基盤として各学部・学科・研究科等の教育研究上の目的を明示している。これらについては、ウェブサイトを中心に教職員、学生、社会に対し周知をはかっている。2016年度の4学部化と6センター化、学長連絡会議および学長戦略室の設置によって、最近の受験動向に適切に対応するとともに学長のガバナンス強化をはかった。また、理事会においても2014年度からは副学長2名が理事となり、大学と理事会とが密に連携を取り得る体制となったことなども相まって、大学の理念・目的を実現していくために必要な改革を迅速に実行できる全学院体制が構築されたといえる。

#### 2 内部質保証

内部質保証の基本方針および手続は「宮城学院女子大学自己点検・評価規程」に定めている。2016年度に行った教学組織の改編により、学長、三役会議、学長連絡会議と各学部および各センターとのつながりをより明確なものとし、PDCAサイクルの運用や意思決定等を迅速に実行できる体制とした。また、内部質保証関係規程の整備を行い、内部質保証推進のための体制の一つとして学長戦略室を設置し、PDCAサイクルの実質化を図っている。

#### 3 教育研究組織

本学はこれまで学芸学部1学部10学科という構成であったが、2016年度に現代ビジネス学部の新設を含めて4学部9学科体制へと組織を再編した。現代ビジネス学部の新設は高校生のニーズや地域の期待等、まさに時代の要請に応えたものとなっており、本学の教育を特色あるものとしている。また、本学の教育研究組織として、各学部・学科に加え、各附属研究所・センターを設置しており、教育と研究の双方で相互に協力できる体制となっている。

#### 4 教育課程・学習成果

本学では、大学の理念や建学の精神、学部学科の設置目的、教育目標に沿ったディプロマ・ポリシーを定め、それに基づいてカリキュラム・ポリシーを設定し、ウェブサイトをはじめ各種媒体を通して公表し、広く周知を図っている。また、前回の点検・評価において努力課題とされたシラバスの記載内容については、全学で改善に取り組んだことで、書式ならびに内容において充実したものになっており、学生に対してはより分かりやすく、教員に対しては授業改善につながるものになっている。

#### 5 学生の受け入れ

本学では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを、大学全体、各学部、各学科（専攻）、各研究科および専攻それぞれの水準において制定し公表している。入学者選抜においては、受験生の多様な志向とニーズに応え、推薦入試、一般入試、センター利用入試を設定し、また一般入試もA日程（前期・

後期)は教科目試験、B 日程は小論文を加えた科目試験と、多種多様な学力を測定する入学試験を組み合わせている。これによって、アドミッション・ポリシーに見合うバランスのとれた入学者の確保に成功している。大学院研究科については、健康栄養学研究科では学生の受け入れはおおむね適切に行われているが、人文科学研究科では学生確保に苦慮している。複数の専攻で定員未充足の状態が常態化していることから、抜本的な対応が必要である。

## 6 教員・教員組織

本学は、建学の精神に基づく人材の育成を達成すべく、大学設置基準により定められた教員数をもとに各教育課程に応じて適切に教員を配置してきた。教職員組織の特徴として、女性の比率の高さが挙げられる。役職への登用も積極的に行っており、女子教育を行う組織として男女雇用機会均等を積極的に進めている。

教員の募集、採用、昇任については、諸規定に基づき、慎重な審議と公正な手続きをもって実施している。現在は、2016 年度に行った大規模な学部・学科再編を踏まえて 2014 年度に当時の中期人事計画を凍結し、設置計画を着実に履行しているが、今後については 2018 年度中に決定する 2020 年度以降の学部・学科改組計画に基づいた長期ビジョンと中期人事計画に基づき、2020 年度以降の点検・評価を実施し、それらの結果を踏まえた改善・向上を行っていくことになる。また、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を、FD/SD 研修会として、毎月定例で開催しており、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に努めている。

## 7 学生支援

本学は、宮城学院中期計画大綱および各年度の事業計画において、学生支援に係る方針を明示し、その計画を着実に履行するだけでなく、大綱策定後に起きた学内外の様々なニーズにも柔軟に対応し、きめ細かな学生対応を実現してきた。学生の心身の健康については、委員会組織、事務組織、各センター等の関連部署の連携強化により、緊急時の対応や継続的な支援がスムーズにできるようになるなど、成果が上がっている。また、課外活動支援や奨学金の拡充、学寮の整備等にも力を入れ、学生が安心して学生生活を送ることができるよう努めている。

## 8 教育研究等環境

本学の研究費制度は、文系中心大学としては研究費の種類、金額ともかなり充実したものとなっており、教員の教育研究活動を支えている。ネットワーク環境や ICT 設備の整備等も含め学生の学習や教育研究等の環境整備は適切に実施されているが、施設・設備面でまだまだ十分ではないところもあり、今後、適切な年次計画等を立案し、問題点の解決に力を尽くしていかねばならない。

## 9 社会連携・社会貢献

本学の社会連携は、「生涯学習」・「学生の自主活動およびボランティア支援ならびに地域貢献」・「国際交流」という異なる領域の事業を有機的に組み合わせられる仕組みになっている。設立から 8 年目を迎えたリエゾン・アクション・センター (MG-LAC) では、外部助成金を積極的に活用し、学生たちの自主性を尊重しつつ、物心両面から学生の活動をしっかり支えている。他に類を見ない特色ある機関として他大学からも高い評価を受けている。今後は学内にさらに社会連携に係る活動を広げ、全学的観点から社会連携活動が進むように努めていきたい。

## 10 大学運営・財務 (1) 大学運営

学校法人としての中長期計画および将来構想の検討にあたっては、大学および教授会等にそれぞれ計画案、構想案が求められ、それを踏まえて理事会で検討して計画を策定している。それらについては機関紙を通じて周知が行われる他、必要に応じて理事会からの説明会等も行われている。大学運営組織としては、2016年度から教学組織を再編し、学長のガバナンスと教職協働の取り組みを強化している。また、学校法人運営にかかる理事会構成員として、2013年度からは学長および副学長（2名）の3名が構成員となり、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化するとともに連携した運営体制が構築されている。

## 10 大学運営・財務 (2) 財務

教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画の策定については、教育計画を遂行するための財政基盤の整備と強化を目指し、2001年度に開始した第1次中期財政計画から現在まで5年ごとに策定している。教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立するため、学生生徒等納付金や補助金以外の収入、寄附金、資産運用収入、受託研究費、科学研究費等の獲得について、積極的に取り組んでいく。

### まとめ

本学は、2016年に学部新設と学科の再編を行い、大きな教育組織の改変を行った。またそれに合わせて、大学運営に係る組織・体制を整備した。本報告書の作成を通して、その運営体制の整備が概ね成功していることを改めて認識することができた。学内の自己点検は毎年度行っているが、大学評価のための点検・評価報告書の作成は、改めて本学の状況を把握するよい機会となった。内部質保証を確実なものとするべく努力を重ね、それが実質的に機能するよう不断の努力を積み重ねていく必要があるという認識を新たにした。